

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
国有財産法第22条	地方公共団体等が普通財産を公共性のある一定の用途に供する場合には、無償貸付けができる。			全国規模の規制改革・民間開放要望の募集について(H16.9.21内閣府規制改革・民間開放推進室公表)において、「単に税財源措置の優遇を求めるものは、要望の対象といたしません」とされており、提案内容が国有財産の無償貸付を求めたものであれば、従来型の財政措置に該当するため、検討要請の対象とはなり得ない。 なお、河川敷地の使用収益については、河川法の適用を受けるものであり、その利用条件に関する提案については、当該法律を所管する国土交通省において検討されるべき問題と考える。		z0700001	国土交通省、財務省	(1)中小企業に国有河川敷地を解放し、社会保障財源の収益効果を高める。	5004	50040001	11	社会福祉法人 鞍手会 グイ・ティ・エカブライズ 脚(有) かじと 梶栗俊郎	1	(1)中小企業に国有河川敷地を解放し、社会保障財源の収益効果を高める。	利益の50%以上を社会福祉法人の経営する高齢者・障害者施設等の社会的弱者施設に当てる事業者に対して、国有河川敷地を100年間無償を含め安価で賃貸する。 目覚ましい経済発展の中国制度を日本経済はすぐ活用出来る仕組みとして、中国は社会主義で、土地の所有権は認めず100年間、国が賃貸する為、道路や公共事業がやりやすく短期間で大型プロジェクトを実現出来る。	河川敷地・新幹線駅・高速道路・渡架橋等の社会的財産を有効に利用し、地震、洪水に強い強固な100年間建築保障構造物づくりモデルとする。 (1)29年前(昭和50年)に開通した新幹線小倉駅と博多駅の中間地点に仮称筑豊駅の設置計画があるものを実現させる。 (2)上記(1)の同地横に九州高速道路が同時に開通している。その近隣地点にインターチェンジ設置計画があるものを実現させる。 (3)上記(1)(2)位置より中間市役所橋との中間位置に鞍手町大字小牧と北九州市八幡西区との渡架橋計画が上記同時期あったものを実現させる。 (4)新しい橋や駅の構造物を利用してカジノやエンターテインメント・スポーツビジネスを含むレジャー産業施設を作る。	(1)前回まで2回に渡っての構造改革特区推進室への構造改革特区・地域再生提案に対して、単なる財政措置を講ずるものであるとの回答に対して、反論の意見書を別添資料の様に送っているが、その回答がない中で内閣府担当が人事異動で替わり、社会福祉施設に特化した住みたくな町づくり特区・地域再生の具体的な提案として理由立である。 (2)これらの事業に関して国及び地方公共団体の事務事業であり、補助金等においても制限が行われ公的関与の強い市場である。これらを一定の要件を満たした中小企業の起業家に対して、ベンチャー支援の立場から民間に解放して欲しい。 (3)これらの地方公共団体は全額100%が税金で行われる。私の提案は国より50%総事業に対して助成して頂き後の50%は民間資金(財投資金を捻出)を活用して行う為、地方公共団体より財政削減が50%出来る。	【別添資料】 文書番号 A051 A053 A059 A095 A096 A097 A098 A099 A102 A103 A107 A108 A109 A176 A177 A178 A179 A180 A181 A182 A183
国有財産法第22条	地方公共団体等が普通財産を公共性のある一定の用途に供する場合には、無償貸付けができる。			全国規模の規制改革・民間開放要望の募集について(H16.9.21内閣府規制改革・民間開放推進室公表)において、「単に税財源措置の優遇を求めるものは、要望の対象といたしません」とされており、提案内容が国有財産の無償貸付を求めたものであれば、従来型の財政措置に該当するため、検討要請の対象とはなり得ない。 なお、河川敷地の使用収益については、河川法の適用を受けるものであり、その利用条件に関する提案については、当該法律を所管する国土交通省において検討されるべき問題と考える。		z0700002	国土交通省、財務省	(2)中小企業に国有河川敷地を解放し、社会保障財源の収益効果を高める。	5004	50040002	11	社会福祉法人 鞍手会 グイ・ティ・エカブライズ 脚(有) かじと 梶栗俊郎	2	(2)中小企業に国有河川敷地を解放し、社会保障財源の収益効果を高める。	河川法・道路法・建築基準法・都市計画法の弾力的運用とカジノ特別立法で、昨年11月・本年6月に応募している社会福祉施設に特化した住みたくな町づくり特区・地域再生構想の実現を図る	(1)強い地域を作る社会福祉施設に特化した住みたくな町づくりで国内的地域間競争や国家間の観光都市競争に得意業で勝てる強い地域にする (2)地域特化自然と言う美しい財産と勤勉な労働力を生かし少子高齢化・グローバル化に対応した事業で経済の活性化を行う (3)歴史的発想の転換あらゆる価値観や歴史観・人種に関係なく話し合いで知恵・情報資金・土地・労働を出し合って美しい自然と日本の伝統文化を生かした町並みにする 河川法・道路法・建築基準法・都市計画法の弾力的運用とカジノ特別立法で、昨年11月・本年6月に応募している社会福祉施設に特化した住みたくな町づくり特区・地域再生構想の実現を図る 為、建築協定や特区規約を作り、地域の伝統とアイデアを発信する (4)経済の循環性意識改革・個人資産を半分以上持っている高齢者の現金や土地を持っている裕福層の人々がカジノで現金を思い遣ひ、分譲する。バリアフリーマンションの住宅を購入したり、賃貸で収入を得る事が社会貢献になる事をPRし積極的に推進する	地球環境の汚染からか?最近の異常気候を考えれば集中豪雨(水害)地震と数多発生し地域安全・安心が懸念される。人類が少なくとも永河期より生きてきた一万年後は最低でも生かされる様に後世に残す事が平和な現世を生き延びてきた人々の責任と義務ではなからうかと思える。 その観点より、人類が最初に集落を形成したとされる河川敷地を現代日本建築・土木最先端技術を発揮し、100年間安全・安心を保障した構造物を作り22世紀をにらんだ町づくりのモデルとする。	【別添資料】 文書番号 A130 A163 A167 A177
国有財産法第22条	地方公共団体等が普通財産を公共性のある一定の用途に供する場合には、無償貸付けができる。			全国規模の規制改革・民間開放要望の募集について(H16.9.21内閣府規制改革・民間開放推進室公表)において、「単に税財源措置の優遇を求めるものは、要望の対象といたしません」とされており、提案内容が国有財産の無償貸付を求めたものであれば、従来型の財政措置に該当するため、検討要請の対象とはなり得ない。 なお、河川敷地の使用収益については、河川法の適用を受けるものであり、その利用条件に関する提案については、当該法律を所管する国土交通省において検討されるべき問題と考える。		z0700003	国土交通省、財務省	(3)中小企業に国有河川敷地を解放し、社会保障財源の収益効果を高める。	5004	50040003	11	社会福祉法人 鞍手会 グイ・ティ・エカブライズ 脚(有) かじと 梶栗俊郎	3	(3)中小企業に国有河川敷地を解放し、社会保障財源の収益効果を高める。	(地方自治体事業を民間事業者に開放)29年前(昭和50年)に開通している新幹線や高速道路・遠賀川河川敷地という社会的財産を有効に利用して新幹線新駅仮称筑豊駅・高速道路インターチェンジ・新しい渡架橋を作る構造物を利用してカジノやエンターテインメント・スポーツビジネス施設を河川敷地内周辺に作り、日本一の石炭産業として栄えた産炭地の地域再生地域に認定して頂き、中小企業が社会保証財源を自主的に確保する。自然と近代(構造物)の共生する町づくりを行う手段として遅れた下水道整備・農水路整備を早期に実現させる (4)新規事業者育成) 国や地方自治体と不公平な競争条件で競争しなければならぬ事業を一定の要件を満たした、中小企業の新規事業者に対して官制市場を開放する	(1)民間事業者がいい計画を立案したとしても地方公共団体が策定した都市計画に受け入れられなかった場合は実現する可能性が低い (2)農業の発想転換(構造改革)を実現する 河川敷地遊休地・休耕田を利用して、高齢者の健康増進の一つとして無農薬・有機法で環境を考えた安全・高付加価値商品を限定産出する仕組みを作り、農業のグローバル化に対応する。 (3)〔都市と地方のインフラ整備の格差を是正する〕 自然と近代(構造物)の共生する町づくりを行う手段として遅れた下水道整備・農水路整備を早期に実現させる (4)〔新規事業者育成〕 国や地方自治体と不公平な競争条件で競争しなければならぬ事業を一定の要件を満たした、中小企業の新規事業者に対して官制市場を開放する	(1)民間事業者がいい計画を立案したとしても地方公共団体が策定した都市計画に受け入れられなかった場合は実現する可能性が低い (2)農業の発想転換(構造改革)を実現する 河川敷地遊休地・休耕田を利用して、高齢者の健康増進の一つとして無農薬・有機法で環境を考えた安全・高付加価値商品を限定産出する仕組みを作り、農業のグローバル化に対応する。 (3)〔都市と地方のインフラ整備の格差を是正する〕 自然と近代(構造物)の共生する町づくりを行う手段として遅れた下水道整備・農水路整備を早期に実現させる (4)〔新規事業者育成〕 国や地方自治体と不公平な競争条件で競争しなければならぬ事業を一定の要件を満たした、中小企業の新規事業者に対して官制市場を開放する	【別添資料】 文書番号 A060 A061 A062 A063 A064 A065 A180

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
国有財産法第22条	地方公共団体等が普通財産を公共性のある一定の用途に供する場合には、無償貸付けができる。	f	-	全国規模の規制改革・民間開放要望の募集について(H16.9.21内閣府規制改革・民間開放推進室公表)において、「単に税財源措置の優遇を求めません」とされており、提案内容が国有財産の無償貸付を求めたものであれば、従来型の財政措置に該当するため、検討要請の対象とはなり得ない。 なお、河川敷地の使用収益については、河川法の適用を受けるものであり、その利用条件に関する提案については、当該法律を所管する国土交通省において検討されるべき問題と考える。		z0700004	国土交通省、財務省	(4)中小企業に国有河川敷地を解放し、社会保障財源の収益効果を高める。	5004	50040004	11	社会福祉法人 鞍手会 グイ・ティ・エカブライズ(株) (有)かじと 梶栗俊郎	4	(4)中小企業に国有河川敷地を解放し、社会保障財源の収益効果を高める。	世界一(ギネスブック)の世界遺産・日本建築コピーイメージで河川施設を作り観光立国のシンボルにする(厳島神社をイメージ) 新幹線や財産を洪水から守るために河川の改修事業の一つとして強固な構造物を同時に作る事で川と水を安全に流す事業が効果的・効率的に出来る 新しい橋を作る場合(遠賀川大橋(中間市役所前))長さ327mの場合、全体事業費60億円、橋本体のみ46億円(旧渡架橋撤去費)の費用を有効に使用する事で全体事業費の効率を高める 介護・医療・教育・環境・農業とレジャー産業の一体的町づくり事業で地域再生・雇用の確保を図り、少子高齢化社会とグローバル社会に対応する	新渡架橋(鞍手と北九州八幡西区を結ぶ地点)を利用して日本の世界的遺産・神社・寺院をイメージした強大建築物のビル内にカジノ・エンターテインメントビジネスを行う 新幹線駅・インターチェンジより新渡架橋(カジノ・エンターテインメント)までの間の河川敷地内をスポーツビジネス・家庭園・高齢者の健康増進用有機農園に利用する ポーツビジネス施設は多目的施設にする(野球・サッカー・バスケット・バレー・ラグビー・格闘スポーツ等)その周辺には保育園・医療機関・法政大学の通信学部スタジオ教育施設・高齢者・優良賃貸住宅・分譲住宅等の総合町づくり施設にする事で交通やその他機能の利便性・安全性・効率性を高める	各省庁・各地方自治体の権益に対する抵抗はすさまじいものである。私は平成元年より行政改革の必要性を訴えているが社会福祉法人を取得するまで13年と2億円の資金を使ったが、老人デイサービスセンターのみしか開設出来なかった。平成8年～10年当時通産省・経済産業政策局地域振興係長は「行政の費用で調査・研究を行わなければならない事を本当に貴男がレポート通り実施してきたと言う事が事実であれば法律を作る」と言ってくれ、社会福祉法人認可を平成13年9月取得するアドバイスを頂き感謝している 平成8年～平成13年にかけてPF1事業での社会福祉施設集積所計画書を鞍手町へ提出したが財政難の為、負担金を助成する事が出来ないで受け付けられないと言われた 平成14年9月から総務大臣目安箱へ行政・特殊法人の不作為や契約違反の実態をレポートする(24ヶ月間でA4・2500ページ)	【別添資料】 文書番号 A041 A042 A043 A044 A045 A046 A047 A048 A049 A050
財政融資資金法	財政融資資金の貸し付け対象は、国・地方公共団体及び特別の法律により設立された法人で民間出資のないものに限られている。	f	-	全国規模の規制改革・民間開放要望の募集について(H16.9.21内閣府規制改革・民間開放推進室公表)において「単に税財源措置の優遇を求めません」とされており、財政融資資金の貸し付けは、従来型の財政措置に該当するため、検討要請の対象とはなり得ない。		z0700005	財務省	財投資金の活用を一定要件を満たした中小起業家に直接民間銀行を通して活用出来る様にする。	5004	50040012	11	社会福祉法人 鞍手会 グイ・ティ・エカブライズ(株) (有)かじと 梶栗俊郎	12	財投資金の活用を一定要件を満たした中小起業家に直接民間銀行を通して活用出来る様にする。	政府系銀行から助成金を受ける事業に関しては、利率等も同条件で借入れが出来る様にしたい(時間の削減) 債券発行や貸し出しに関して、地方公共団体との要件を同様にして、行政との競争条件を同じにしたい 民間でやれる事業は民間で行い、透明性の確保から効率や効果を上げ、行政サービスのさらなる向上を求める	(1)国有河川敷地・新幹線新駅・高速道路インターチェンジ新渡架橋・風力発電施設・介護施設等の調査・設計等に事務経費がかかる。これらの費用に関して助成金が出るまで財投資金を1ヶ月以内で使用出来る様に認定して欲しい (2)東京都荒川区南千住7丁目23-18マンションエクレール南千住マンションを特別養老ホーム・デイサービスセンターへ大規模改装・改造計画実現の調査費に財投資金活用を認定して欲しい (3)福岡県福岡市東区箱崎1丁目15-23ホワイトパレス箱崎 特別養老ホーム・デイサービスセンター 保育所(児童館)への大規模用途変更・改装計画実現での財投資金活用を認めて欲しい	別途資料通り内閣府PF1担当へ平成13年5月に計画書提出してから3年と5ヶ月(41ヶ月)内閣府広報室へレポートを送付してから2年余り資金が止められていない (2)各債権者より三つの民事裁判で債務不履行の訴訟の被告人であり、今までは私個人資産を売却して、金融機関の借入れや債権者の支払いを今年の9月14日まで行ってきたが個人資産を全部使用してしまい19月15日から債務返済が出来なくなった (3)政府系金融機関や民間金融機関は助成金が出る認定を早めてもらい確認されれば融資を開始するとの回答 上記の理由から助成金が16年予算より出来る事を竹中大臣が8月にTV各局で表明されている別特予算の認定を早め実現して頂きたい。	【別添資料】 文書番号 A133 A134 A141 A143 A146 A149 1-6
「資本取引の状況に関する特別の報告」は、外為法第55条の8の規定に基づく命令の規定により報告者を指定し、報告者に対し個別通知により報告を求めている。	「資本取引の状況に関する特別の報告」は、外為法に基づく資産凍結等の実施状況を把握するため求めており、報告事項については、資産凍結対象者からの預り金残高及び信託残高に限定している。なお、電磁的方法(インターネット)による報告は既に可能である。	c	電磁的方法による報告については	要望のあった報告と届出は、下記のとおり、利用目的や徴求内容が異なることから、一本化を図ることは困難であるが、このうち「資本取引の状況に関する特別の報告」については、電磁的方法(インターネット)による報告が平成15年3月より可能となっており、要望は満たされている。 なお、「資本取引の状況に関する特別の報告」は、資産凍結等の実施状況を把握するため、タリバーン関係者等からの預り金残高及び信託残高の状況を徴求しており、他方、「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出」は、組織的犯罪処罰法に基づく届出義務の履行を促すため、タリバーン関係者等との取引の有無を調査の上、調査結果につき届出させており、そもそも利用目的や徴求内容が異なる。		z0700006	金融庁、財務省	タリバーン関係者等の取引調査報告の一本化・電子化	5007	50070029	11	社団法人第二地方銀行協会	29	タリバーン関係者等の取引調査報告の一本化・電子化	報告先・報告様式を一本化するが、電磁的方法(インターネット)による報告を可能にする。	財務省に対する「資本取引の状況に関する特別の報告」と金融庁に対する「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出」がほぼ同じ内容になっている。これを一本化することにより、事務の軽減になる。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
		f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。		z0700007	財務省	租税条約に関する届出の簡素化	5008	50080001	11	企業の資金調達の円滑化に関する協議会(略称:企業財務協議会) http://www.enkt.org/	1	租税条約に関する届出の簡素化	米蘭との投資交流を税制面から支援するという目的で、およそ30年ぶりに日米租税条約の改正が実施され、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び租税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約」が平成16年3月30日をもって発効し、源泉徴収される租税については、7月1日以後の課税分に適用されている。 今回の新条約は、今までの条約の内容を全面的に改め、OECD条約モデルを基本としつつも、日本と米国の緊密な経済関係を反映して、積極的に投資交流の促進を図るため、投資所得に対する源泉地課税を大幅に軽減するとともに、条約適用による租税回避の防止規定を設けるなど、今までの条約やこれまでの我が国の租税条約にない新しい規定が盛り込まれた。 しかしながら、特に使用料については一律源泉地国免税との趣旨ではあるが、実際に税の免除を受けようとする場合には、税務署に一連の租税条約に関する届出書を提出する必要があるが、その届出書は目的下での取組を受ける場合よりもより煩雑なものとなっている。これら書類整備や手続き等のため、契約から使用料の支払いまでに2-3ヵ月以上を要する場面も存在。これらのタイムラグがビジネス上の大きな制約であり改善が求められる。 具体的には、「租税条約に関する届出書(様式3)」については、控除、使用料の支払いを受ける前日までにその私権の所轄税務署長に提出することになっているが、日米の間接者双方による書類作成およびやり取りに通常2-3週間程度を要することから、今回の迅速な投資・技術導入のために整備された条約の趣旨に鑑み、せめて送達後、速やかに提出することと可とする方向で見直しが必要である。 また、「特約条約に関する付表(様式7)」については、これに居住地域の権限ある当局が発行した居住者証明書を添付のうえ、上記の様式3と合わせて、使用料の支払いをする前日までにその支払先の所轄税務署長に提出することになっているが、居住者証明書の取得には通常2-3ヶ月程度を要することから、上記間接条約の趣旨に鑑み、せめて送達後、居住者証明書を居住地域の権限ある当局から受領後速やかに提出することと可とする方向で見直しが必要である。 さらに、上記様式7に添付する居住地域の権限ある当局が発行した居住者証明書については、これを原本となくはならないとされているが、これも上記間接条約の趣旨に鑑み、せめて原本の写しで可とする方向で見直しが必要である。		米蘭との投資交流を税制面から支援するという目的で、およそ30年ぶりに日米租税条約の改正が実施され、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び租税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約」が平成16年3月30日をもって発効し、源泉徴収される租税については、7月1日以後の課税分に適用されている。 今回の新条約は、今までの条約の内容を全面的に改め、OECD条約モデルを基本としつつも、日本と米国の緊密な経済関係を反映して、積極的に投資交流の促進を図るため、投資所得に対する源泉地課税を大幅に軽減するとともに、条約適用による租税回避の防止規定を設けるなど、今までの条約やこれまでの我が国の租税条約にない新しい規定が盛り込まれた。 すなわち、新条約においては、日米間の配当、利子及び使用料の支払における源泉地課税(源泉徴収税率)が大幅に引き下げられ、特に使用料、一定の配当配当、及び、一定の主体の受け取る利子については源泉地国免税となった。 しかしながら、一般事業会社である日本法人が米国に子会社を設立した場合など、相互に企業グループキャッシュマネジメントのオペレーションの一環として親子会社間で融資を行った際の利子については、今回の条約改正において源泉徴収免除となっていない。 一方で、親子間の配当に関する利子や、国債への投資に関する親子会社間に関する条約の利子については源泉徴収免除となっていることと比較においても、著しく不利な条件となっている。 これはほかの先進国のビジネス上の大きな制約であり、改善が求められる。(米蘭が他の主要先進国と結んでいる租税条約では、利子は相互主義により原則源泉地国免税の取扱いとなっている。日本側で利子の源泉徴収があることにより、米国において活動するグループ企業に対して、日本のグループ企業は親子間の金融取引・キャッシュマネジメントオペレーションにおいて競争上、依然として不利な立場に置かれている。 今回、日本と米国の緊密な経済関係を反映して、積極的に投資交流の促進を図るため、また迅速な投資・技術導入のために整備された条約の趣旨に鑑み、さらに円滑なクロスボーダーペイメントを可能とするためにもこうした不均衡は見直しが必要である。	
		f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。		z0700008	財務省(外務省)	租税条約に関する親子会社間の融資等に関わる利子の源泉徴収免除	5008	50080002	11	企業の資金調達の円滑化に関する協議会(略称:企業財務協議会) http://www.enkt.org/	2	租税条約に関する親子会社間の融資等に関わる利子の源泉徴収免除	米蘭との投資交流を税制面から支援するという目的で、およそ30年ぶりに日米租税条約の改正が実施され、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び租税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約」が平成16年3月30日をもって発効し、源泉徴収される租税については、7月1日以後の課税分に適用されている。 今回の新条約は、今までの条約の内容を全面的に改め、OECD条約モデルを基本としつつも、日本と米国の緊密な経済関係を反映して、積極的に投資交流の促進を図るため、投資所得に対する源泉地課税を大幅に軽減するとともに、条約適用による租税回避の防止規定を設けるなど、今までの条約やこれまでの我が国の租税条約にない新しい規定が盛り込まれた。 すなわち、新条約においては、日米間の配当、利子及び使用料の支払における源泉地課税(源泉徴収税率)が大幅に引き下げられ、特に使用料、一定の配当配当、及び、一定の主体の受け取る利子については源泉地国免税となった。 しかしながら、一般事業会社である日本法人が米国に子会社を設立した場合など、相互に企業グループキャッシュマネジメントのオペレーションの一環として親子会社間で融資を行った際の利子については、今回の条約改正において源泉徴収免除となっていない。 一方で、親子間の配当に関する利子や、国債への投資に関する親子会社間に関する条約の利子については源泉徴収免除となっていることと比較においても、著しく不利な条件となっている。 これはほかの先進国のビジネス上の大きな制約であり、改善が求められる。(米蘭が他の主要先進国と結んでいる租税条約では、利子は相互主義により原則源泉地国免税の取扱いとなっている。日本側で利子の源泉徴収があることにより、米国において活動するグループ企業に対して、日本のグループ企業は親子間の金融取引・キャッシュマネジメントオペレーションにおいて競争上、依然として不利な立場に置かれている。 今回、日本と米国の緊密な経済関係を反映して、積極的に投資交流の促進を図るため、また迅速な投資・技術導入のために整備された条約の趣旨に鑑み、さらに円滑なクロスボーダーペイメントを可能とするためにもこうした不均衡は見直しが必要である。		米蘭との投資交流を税制面から支援するという目的で、およそ30年ぶりに日米租税条約の改正が実施され、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び租税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約」が平成16年3月30日をもって発効し、源泉徴収される租税については、7月1日以後の課税分に適用されている。 今回の新条約は、今までの条約の内容を全面的に改め、OECD条約モデルを基本としつつも、日本と米国の緊密な経済関係を反映して、積極的に投資交流の促進を図るため、投資所得に対する源泉地課税を大幅に軽減するとともに、条約適用による租税回避の防止規定を設けるなど、今までの条約やこれまでの我が国の租税条約にない新しい規定が盛り込まれた。 すなわち、新条約においては、日米間の配当、利子及び使用料の支払における源泉地課税(源泉徴収税率)が大幅に引き下げられ、特に使用料、一定の配当配当、及び、一定の主体の受け取る利子については源泉地国免税となった。 しかしながら、一般事業会社である日本法人が米国に子会社を設立した場合など、相互に企業グループキャッシュマネジメントのオペレーションの一環として親子会社間で融資を行った際の利子については、今回の条約改正において源泉徴収免除となっていない。 一方で、親子間の配当に関する利子や、国債への投資に関する親子会社間に関する条約の利子については源泉徴収免除となっていることと比較においても、著しく不利な条件となっている。 これはほかの先進国のビジネス上の大きな制約であり、改善が求められる。(米蘭が他の主要先進国と結んでいる租税条約では、利子は相互主義により原則源泉地国免税の取扱いとなっている。日本側で利子の源泉徴収があることにより、米国において活動するグループ企業に対して、日本のグループ企業は親子間の金融取引・キャッシュマネジメントオペレーションにおいて競争上、依然として不利な立場に置かれている。 今回、日本と米国の緊密な経済関係を反映して、積極的に投資交流の促進を図るため、また迅速な投資・技術導入のために整備された条約の趣旨に鑑み、さらに円滑なクロスボーダーペイメントを可能とするためにもこうした不均衡は見直しが必要である。	
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の6 未成年者の飲酒防止に関する表示基準(平成元年国税庁告示第9号)の4 酒税法及び酒類行政関係等解釈通達第8篇第1章第86条の6関係4	みりん等の専ら料理用に限定して消費されている酒類については、他の酒類と別の陳列棚等に陳列され、かつ、当該陳列棚等に陳列されているみりん等の陳列箇所に「陳列されている商品がみりん等である」旨又は「みりん」等の文言の表示が明瞭に行われている場合には、「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨表示を行わないこととして差し支えないこととしている。	e	-	みりん等の専ら料理用に限定して消費されている酒類については、他の酒類と別の陳列棚等に陳列され、かつ、当該陳列棚等に陳列されているみりん等の陳列箇所に「陳列されている商品がみりん等である」旨又は「みりん」等の文言の表示が明瞭に行われている場合には、「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨表示を行わないこととして差し支えないこととしている。したがって、みりんを陳列している箇所に「みりん」と表示されていれば、「これはお酒です」との表示は不要である。		z0700009	財務省	「みりん」について販売上の表示義務対象からの除外	5036	50360011	11	(社)日本フランチャイズチェーン協会	11	「みりん」について販売上の表示義務対象からの除外	現在、みりんは酒税法上の酒類として分類され、販売場所においても他の食品とは違った「これはお酒です」の表示が義務付けられています。したがって、未成年者の飲酒防止や健康管理の観点からも飲酒は考えにくく、こうした表示で注意喚起すべき対象ではないと考えます。	みりんは大多数が調味料として認識され、アルコール分が含まれていることは知られていますが、生活者感覚では「調味料」として認識されています。したがって、未成年者の飲酒防止や健康管理の観点からも飲酒は考えにくく、こうした表示で注意喚起すべき対象ではないと考えます。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
(制度官庁において記入)	人事院からの通知を受け、募集にあたってはハローワーク等を通じ適切な公募の方法により行っている。	(制度官庁において記入)	(制度官庁において記入)	(制度官庁において記入)	制度官庁において、業者登録制度等を整備することになれば、それら制度の活用を検討。	z0700010	全省庁	非常勤公務員採用の際の民間求人情報事業者の活用	5044	50440016	11	社団法人全国求人情報協会	16	非常勤公務員採用の際の民間求人情報事業者の活用	非常勤公務員の求人について、求職者に対し広く募集機会を知らせるために、すでに相当の実績がある求人メディアの活用を図る。人員の採用部署に適切な募集採用費用を削減し、求人情報メディアの活用を図る一方で、適正な求人情報メディアを選別するための規程や業者登録制度を整備する。		民間の求人情報事業が拡大・一般化する中で、これを利用する求職者に公務員の求人情報を提供することは、今まで以上に公平な就職機会の拡大につながる。	
酒税法第10条第11号、第11条 酒税法及び酒類行政関係等解釈通達第10条第11号関係、第11条1項関係	大型店舗酒類小売業免許については、地域中小酒類小売業者の経営に与える急激な影響の緩和のための措置として、免許後3年間に販売する酒類を国産の清酒(500mlの容器入りのリサイクル瓶詰品を除く)及び国産ビール以外の酒類に限定している。 また、通信販売の特殊性から通信販売酒類小売業免許は、酒類の需給関係に与える影響を考慮し、販売できる酒類の範囲について一般の酒販店で通常購入することができない地酒、輸入酒などに限定しているほか、酒類の販売方法については、消費者を対象としてカタログ等及び申込書等を使用して販売のための誘引行為を行い、通信手段により販売の申込みを受け、配達により商品の引渡しを行う小売販売に限ることとしている。	b		大型店舗酒類小売業免許に係る免許取得後3年間の販売制限等の特例措置については、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(平成15年法律第34号)の施行の状況等を踏まえ、平成17年度末までに結論を得ることとしている。 また、通信販売酒類小売業免許における販売できる酒類の対象品目の拡大についても、平成17年度末までに結論を得ることとしている。 なお、商品の引渡しに関する制限を撤廃するべきであるという要望に関しては、一般酒類小売業免許への条件緩和することにより可能である。		z0700011	財務省	酒類小売業免許の制限の緩和	5056	50560064	11	(社)日本経済団体連合会	64	酒類小売業免許の制限の緩和	大型店舗酒類小売業免許取得後、直ちに国産ビール及び500ml以上の清酒を販売できるようにすべきである。 通信販売酒類小売業免許により販売できる酒類の制限を撤廃するとともに、宅配便等による受け渡しに加え、小売店舗における引取りを認めるなど、商品の引渡しに関する制限を撤廃するべきである。		「『全国規模での規制改革要望』に対する各官庁からの再回答について」(平成16年1月29日内閣府)において、通信販売酒類小売業免許の販売制限の緩和については、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(平成15年法律第34号)の施行状況等を踏まえ、平成17年度末までに検討することとされた。また、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月29日閣議決定)において、大型店舗酒類小売業免許に係る免許取得後3年間の販売制限等の特例措置については、平成17年度までに検討し、結論を得ることとされた。これらの免許制限の緩和について早期に結論を得て措置すべきである。	大型店舗酒類小売業免許を取得してから3年間は国産ビール及び500ml以上の清酒を販売することができない。通信販売酒類小売業免許では商品の引渡しに制限されているほか、販売できる酒類は次のものに制限されている。 【通信販売により販売できる酒類】(1)国産酒類。カタログ等の発行年月日の属する会計年度(4月から翌年3月までの期間をいう。以下同じ。)の前会計年度における酒類の種類ごと(品目のある種類の酒類については、品目ごと)の課税移出数量が、すべて1,000k l未満である酒類製造業者が製造、販売する酒類のうち以下のもの。イ 清酒は、特定名称等(吟醸酒、純米酒、本醸造酒、生酒、生貯蔵酒、原酒、古酒及び特殊な製法等により製造した。例えば梅酒、赤い酒、曹醜酒をいう。)の清酒のうち、前会計年度における課税移出数量が100k l未満の銘柄のもの。ロ 清酒以外の酒類は前会計年度における課
酒税法第46条 酒税法施行令第52条第2項、第3項 酒税法施行規則第14条 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第46条第1項関係4	酒類の販売業者は酒類の販売に関する事実(払い出した酒類の数量、年月日等)を記載しなければならぬ。	d		酒類販売者による受払簿の記載義務については、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第46条第1項関係4の規定により、現状においても酒類の販売に関する取引情報を逐一記載する必要はなく、小売販売については一定の要件のもとに、販売した酒類の数量を3か月を超えない期間中の合計数量により一括して記載しても差し支えないこととしている。		z0700012	財務省	酒類販売における受払簿の記載義務の見直し[新規]	5056	50560065	11	(社)日本経済団体連合会	65	酒類販売における受払簿の記載義務の見直し[新規]	酒類販売者については受払簿の記載義務を見直す必要がある。具体的には、酒類の販売に関する取引情報を逐一記載するのではなく、前回申告時の在庫量と、今回申告時の在庫量、その期間中の仕入れ実績から販売量を算出することとし、別途記載することなく、そのデータをもとに申告・納税できるようにすべきである。		現状では受払簿の記載に多大な労力が必要となっている。電子的な記載・保管も可能であるが、国税庁にシステムに関する詳細な説明した上で、審査に3ヶ月近くかかることに加え、システムの導入は個人商店等にとって過大な負担となるため、依然として手書きで記載しているケースも多い。酒類の取引情報を把握するには必ずしも受払簿を毎日記載する必要がなく、たとえば発注・納入の状況と棚卸在庫の差分を1ヶ月ごとに把握することで足りることから、受払簿の記載義務を見直し、事務負担の軽減を図るべきである。	酒税法第46条において、「酒類製造者、酒母若しくはもろみの製造者、酒類の販売業者又は特例輸入者は、政令で定める詳細な説明した上で、審査に3ヶ月近くかかることに加え、システムの導入は個人商店等にとって過大な負担となるため、依然として手書きで記載しているケースも多い。酒類の取引情報を把握するには必ずしも受払簿を毎日記載する必要がなく、たとえば発注・納入の状況と棚卸在庫の差分を1ヶ月ごとに把握することで足りることから、受払簿の記載義務を見直し、事務負担の軽減を図るべきである。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)	
たばこ事業法第22条、第23条 たばこ事業法施行規則第20条 たばこ事業法施行規則に基づき財務大臣が定める事項1、2 製造たばこ小売販売業許可等取扱要領第2章第一	製造たばこの小売販売業を行う場合には、法令により、営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならない(法第22条)、距離基準については、法令により、予定営業所と最寄の営業所との距離が、予定営業所の所在地の区分ごとに、25mから300mまでの範囲内で財務大臣が定める距離に達しない場合は許可しないこととしている(法第23条、法施行規則第20条等)。	c	-	たばこ小売販売に係る規制については、財政制度等審議会の「喫煙と健康の問題に関する中間報告(平成14年10月10日)」において、「許可制、定価制については、未成年者喫煙防止等の社会的要請や不正取引防止の観点からも一定の役割を果たしており、枠組条約案においても同様の考え方が示されていることから、現時点で規制緩和の観点から議論を進める状況には至っていないと考える。」とされている。 また、平成16年6月に我が国は「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を締結し、同条約は平成17年2月末に発効する予定であり、今後の締結国会議における議論も踏まえていく必要がある。 従って、現時点でたばこ小売販売の規制緩和の具体的な検討を直ちに開始する状況にはないと考える。		z0700013	財務省	たばこ販売の免許取得に関する距離規制の見直し	5056	50560072	11	(社)日本経済団体連合会	72	たばこ販売の免許取得に関する距離規制の見直し	たばこ小売販売に係る需給調整上の参入規制となっている距離規制の見直しについて、今後のスケジュールを明示し、緩和に向けた具体的な検討を始めるべきである。			「『全国規模での規制改革要望』に対する各官庁からの再回答について」(平成16年1月29日内閣府)において、「たばこ小売販売に係る規制については、零細小売販売業者への激変緩和、未成年者の喫煙防止という社会的要請も考慮しつつ、中長期的にその在り方の検討を行う」とされているが、具体的な検討スケジュールや内容については触れられていない。 昭和60年の専売制廃止に伴い、零細小売店への激変緩和措置として小売定価制を導入してから既に20年近く経過していることも踏まえ、具体的な検討を直ちに開始すべきである。	たばこ販売における免許申請において、人的要件や距離基準等の規制が設けられており、基準を満たさない場合の申請が不可能となっている。
国家公務員共済組合法施行令(昭和33年6月30日政令第207号) 第8条 組合の業務上の余裕金は、次に掲げるものに運用するものとする。 一 銀行その他財務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金 二 信託会社(信託業務を営む銀行を含む。次項及び第九条の三第一項第二号において同じ。)への金銭信託で元本補てんの契約があるもの 三 国債、地方債 その他財務省令で定める有価証券	共済組合の業務上の余裕金については、国家公務員共済組合法施行令(以下「令」という。)第8条に基づき運用を行っている。 共済組合は組合員と使用者である国等とが所要の保険料を分担提出し、組合員又はその被扶養者の生活の安定と福祉の向上を目的としていることから、業務上の余裕金の運用については安全かつ効率的にしなければならないとしており、令第8条で具体的な運用方法を定めているところ。	c	-	国家公務員共済組合(以下、「組合」という。)の業務上の余裕金の運用については、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならないこととされています。 今回ご要望の「元本補てんのない金銭信託」を運用対象とすることについては、信託財産の運用対象を金融機関への預金、郵便貯金、元本補てん契約のある金銭信託、国債、地方債等に限定することにより、組合の負うリスクは、これらのものに直接運用する場合と何ら変わらないことから、安全な運用の観点からは、特に問題ないものと考えられます。 また、要望理由においてご指摘のとおり、直接運用することに代えて信託して運用することとした場合には組合の事務の省力化につながる場合もあるものと考えられます。しかし、効率的な運用の観点からは、単に事務の省力化につながるということだけでなく、組合の事務の省力化により削減できる事務コストと信託することにより新たに発生するコスト(信託手数料等)を比較した結果、トータルで組合の事務コストの低減につながるなど、当該信託が、余裕金の効率的な運用に資するものである必要があると考えています。 このような観点から各組合の意見も踏まえ検討したところ、現在、組合において余裕金の運用のために要している事務量はそれほど多くはないことなどから、今回ご要望の「元本補てんのない金銭信託」を運用対象に加えたとしても、組合における事務コスト低減などの余裕金の効率的な運用の観点からのメリットも見込めず、当該信託が各組合において活用されることは想定できないため、措置の分類は(全国規模で対応不可)としています。		z0700014	財務省	国家公務員共済組合の余裕金に係る運用規制の緩和[新規]	5056	50560140	11	(社)日本経済団体連合会	140	国家公務員共済組合の余裕金に係る運用規制の緩和[新規]	を運用対象とする元本補てん契約のない金銭信託についても、運用対象とすべきである。	元本補てん契約のない金銭信託であっても、信託財産の運用対象を金融機関への預金、郵便貯金、元本補てん契約のある金銭信託、国債、地方債等に限定することにより、国家公務員共済組合の負うリスクは、これらのものに直接運用する場合と何ら変わらないものとなる。 また、例えば、債券を投資対象とする金銭信託に運用する場合、国家公務員共済組合が自ら債券投資を行う場合に生じる利息・償還金の収受、再投資に伴う事務等の全てを受託者たる信託会社・信託銀行が行うことになることから、国家公務員共済組合にとって事務の省力化にもつながる。なお、地方公務員等共済組合法においては、地方公務員等共済組合が元本補てん契約のない金銭信託に運用することを制限していない。	国家公務員共済組合法施行令第8条第1項による業務上の余裕金の運用対象は、以下に限定されている。 銀行その他財務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金 信託会社(信託銀行を含む)への金銭信託で元本補てんの契約があるもの 国債、地方債 その他財務省令で定める有価証券		
平成14年4月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合における譲渡禁止特約の解除を実施済。		b		本年7月に経済産業省が実施した債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者(特定目的会社、特定債権等譲渡業者等)について、平成16年度中の実施に向けて、そのリスク等の検討を引き続き行う。		z0700015	全庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除[新規]	5056	50560144	11	(社)日本経済団体連合会	144	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除[新規]	すべての国の機関及び地方自治体において、速やかに債権譲渡禁止特約を解除すべきである。		債権譲渡禁止特約が資産流動性の適格要件の障害となっている。このような状況を改善するため、経済産業省などの国の機関においては、既に債権譲渡禁止特約の解除が行われている。	国の機関及び地方自治体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されているため、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	平成14年4月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合における譲渡禁止特約の解除を実施済。	b		本年7月に経済産業省が実施した債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者(特定目的会社、特定債権等譲受業者等)について、平成16年度中の実施に向けて、そのリスク等の検討を引き続き行う。		z0700015	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5086	50860034	11	社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各府県及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		本年6月に同要望を提出したが、各府県の対応が異なり、統一の対応が求められる。	
自動車重量税法第8条、第10条、第10条の2	自動車保有関係手続は、自動車の検査登録を受けるために、運輸支局等の他、市役所等、警察署、都道府県税事務所等、それぞれの行政機関に出向いて手続を行う必要がある。	a		自動車保有関係手続(検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税等の納付等)のワンストップ化については、平成17年12月から、すべての関係機関にまたがるワンストップサービスの基本的な手続であり、ワンストップ化による申請者の利便性向上の効果が大きい新車の新規登録(型式指定車)を対象として、自動車保有関係手続のワンストップサービスを稼働させることとしており、これにより、各種税の納付手続の電子化や保管場所証明手続の電子化が可能となる。 その際、入力項目を集約した申請画面や税・手数料のまとめ払いの機能を持たせることとしているほか、代行申請や申請自体もまとめて行うための機能についても設ける方向で検討するなど、大量に自動車を保有する方にも配慮したシステム構築を行っているところ。 なお、軽自動車についてワンストップサービス化する際には、軽自動車検査協会がワンストップサービスに対応したシステムを構築する必要がある。		z0700016	国土交通省、財務省、総務省、警察庁	自動車保有関係手続のワンストップサービスの対象拡大	5056	50560189	11	(社)日本経済団体連合会	189	自動車保有関係手続のワンストップサービスの対象拡大	自動車保有関係手続のワンストップサービス化は、規制改革・民間開放推進3か年計画に基づき、平成17年の稼働開始に向け、検討及び一部で試験運用が行われているが、より利便性の高いサービスを実現するため、以下の事項を早急に検討・具体化していくべきである。(1)検査・登録等諸手続 軽自動車の検査・届出手続等の電子化 納税証明書の添付に代わる電子化の検討 抹消・移転登録手続の電子化 原付のワンストップサービス対象化(2)自動車関連税手続 自動車重量税の納付手続等の電子化および電子化に向けた手続の合理化 納税に係る行政と所有者の電子情報の交換(3)保管場所証明申請手続 保管場所申請手続の電子化及び電子化に向けた申請手続の全国統一化、添付書類の簡素化等(4)自賠責保険手続 付保手続の電子化及び電子化に向けた手続の合理化 自賠責解約時における当該車両の状況(滅失・解体など)確認の合理化(具体的には、保険会社がネットワーク上で確認出来ることとした上で、当該確認をもって必要書類(登録事項等証明書や抹消登録証明書)の取付に代えることを可能とすること。【「規制改革・民間開放推進3か年計画」分野別措置事項1 I T関係工 b 関連】)	自動車保有関係手続のワンストップサービスの推進に係る検討および試験運用が進められているが、地方自治体の異なる等、一定の制限がある。	手続申請の電子化がなされていないため、その手続の申請もしくは代行申請をする自動車関連業界(自動車リース業界も含む)に多大な負担を強いている。また、リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化(書式の全国統一化)を図る必要がある。電子化の検討に際しては、利用者の意見を十分に反映させることにより、電子化による混乱が生じないように配慮する必要がある。平成17年中のシステム稼働に向けて、自動車保有関係手続のワンストップサービスの推進に係る検討および試験運用が進められているが、地方自治体の異なる等、一定の制限がある。	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録-国、車庫証明・納税-地方、自賠責保険確認-国)等の電子化は、新車の新規登録については平成17年12月から稼働とされ、その他の手続は平成20年を目途に段階的に進めるとされているが、早急に検討・具体化していくこと。なお、試験運用を行う際、大量の自動車を所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たっての検討等を行うこと。
自動車重量税法第8条、第10条、第10条の2	自動車保有関係手続は、自動車の検査登録を受けるために、運輸支局等の他、市役所等、警察署、都道府県税事務所等、それぞれの行政機関に出向いて手続を行う必要がある。	a		自動車保有関係手続(検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税等の納付等)のワンストップ化については、平成17年12月から、すべての関係機関にまたがるワンストップサービスの基本的な手続であり、ワンストップ化による申請者の利便性向上の効果が大きい新車の新規登録(型式指定車)を対象として、自動車保有関係手続のワンストップサービスを稼働させることとしており、これにより、各種税の納付手続の電子化や保管場所証明手続の電子化が可能となる。 その際、入力項目を集約した申請画面や税・手数料のまとめ払いの機能を持たせることとしているほか、代行申請や申請自体もまとめて行うための機能についても設ける方向で検討するなど、大量に自動車を保有する方にも配慮したシステム構築を行っているところ。 なお、軽自動車についてワンストップサービス化する際には、軽自動車検査協会がワンストップサービスに対応したシステムを構築する必要がある。		z0700016	国土交通省、財務省、総務省、警察庁	自動車保有関係手続のワンストップサービスの対象拡大	5086	50860035	11	社団法人リース事業協会	35	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録-国、車庫証明・納税-地方、自賠責保険確認-国)等の電子化は、新車の新規登録については平成17年12月から稼働とされ、その他の手続は平成20年を目途に段階的に進めるとされているが、早急に検討・具体化していくこと。なお、試験運用を行う際、大量の自動車を所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たっての検討等を行うこと。	電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係る申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。	手続申請の電子化がなされていないため、その手続を申請もしくは代行申請をする自動車関連業界(自動車リース業界も含む)に多大な負担を強いている。また、リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化(書式の全国統一化)を図る必要があると考えられる。電子化の検討に際しては、利用者の意見を十分に反映させることにより、電子化による混乱が生じないように配慮する必要がある。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
関税法第23条第1項、関税法施行令第21条の2第1項	船舶に外国貨物である船用油(燃料油に限る。)を積込む場合には、原則、都度、税関に申告し、その承認を受けることとなっているが、継続的に積み込む場合において、1月の間に予定される積込みの明細が判明している場合に限り、包括的に積込みの申告を認めている。	b		現行の外貨船用品油に係る包括的な積込承認手続については、関係団体からの要望を受け、導入された制度であるが、1ヶ月間に予定されている積込みの明細を包括申請時に確定できないとの理由により、現在、この制度はほとんど利用されていないことから、包括申請に係る制度の改善の検討を平成16年度末を目標に実施している。		z0700019	財務省	保税船用重油の包括申請に関する運用の緩和	5056	50560204	11	(社)日本経済団体連合会	204	保税船用重油の包括申請に関する運用の緩和	船用重油に限定して、包括申請の条件を緩和すべきである。 現行どおりの事前申請の場合でも、申請内容(数量、船名等)の仮申請を行い、事後に実績修正を入れることを認めるなど、運用の柔軟性を高めるべきである。		平成16年3月の「規制改革・民間開放推進3か年計画」では、本件に関し、平成16年中に検討・結論を得て措置することとなっており、以下の点を踏まえて、早急に対応すべきである。 実際の運用においては、包括事前申請制度を活用できないため、1回毎の申請が必要となり、結局、申請作業を毎日しなければならぬ。その都度作業を行なう事は非常に非効率であると同時に、事務的なコストもかさむ。 保税船用重油販売については、国際協力が経済的、運用的にも重要であるが、特に海外市場との比較を強いられる日本の現状は、その点国際的に劣後している。	保税船用重油の税関申請については、1ヶ月単位での包括申請が認められているが、運用上では、出荷明細の出荷日の1週間程度前に確定するため、結局1回毎の申請とならざるを得ず、包括申請そのものが運用上利用できない。
関税法第6条の2第1項第2号ロ、第76条	郵便物に対する関税の関税額の確定については、賦課課税方式としている。なお、郵便物は輸出入申告及びその許可を要しない。	f	-	外国郵便物は、万国郵便条約及び郵便法等に基づき同条約に規定する郵政庁によって、本邦と外国との間で運送され、配達されるまでその管理に属するものであり、かつ、条約上配達されるまでは差出人に属することとされている。また、差出人から一方的に名宛人に対して発送され、結果として名宛人が受け取れないものも少なくなく、この場合には輸入しようとする者がいないこととなるものであり、このような場合には、名宛人に輸入(引取)申告を行わせることは適当でなく、従って、納税についても自主申告にはなじまないため、賦課課税方式によるものとされている。		z0700020	財務省	郵便物(信書以外)の輸出入通関に関する優遇措置の根拠の明確化[新規]	5056	50560263	11	(社)日本経済団体連合会	263	郵便物(信書以外)の輸出入通関に関する優遇措置の根拠の明確化[新規]	郵便物に賦課課税方式を認めている理由を明らかにすべきである。		会社が取扱う信書を除く郵便物には簡易な通関が認められる一方、民間事業者のメール便、小包には簡易な通関が認められない理由が明確でないため。	郵便物に対する関税は、その特殊性を考慮して、賦課課税方式(納付すべき税額が専ら税関長の処分により確定する方式)によるものとされている。他方、一般の貨物は、申告納税方式(納付すべき税額又は当該税額がないことが納税義務者の申告により確定する方式)となっている。この結果、輸出され、又は輸入される信書を除く国際郵便物は、一般貨物と異なり輸出及び輸入申告を必要とせずに通関することが認められている。税関長は、輸出され、又は輸入される郵便物中にある信書以外の物(以下「公社」という。)の職員立会のもとで、税関職員に必要な検査をさせるものとされているが、現場では、税関職員が当該貨物に貼付してある税関告知書等に記載された金額を見て任意に課税を行っているのが現状である。
会計法29条の12は、電気、ガス、水の供給電気通信役務の提供について、当該契約により供給又は提供される物、役務等の品質が時の経過により変化せず、一定のものであること、あらかじめ債務の額が確定できないなどのために国庫債務負担行為によりがたいものであること、などから長期継続契約とすることができることとしている。本件は、経年により減価する可能性のある機器の複数年度にわたる提供であり、また、あらかじめ債務の額が確定されているものであることから、長期継続契約の対象とはしていない。	d	-	1. 「行政効率化推進計画」(平成16年6月15日行政効率化関係省庁連絡会議とりまとめ)において、「コピー機、パソコン等の物品について、購入する場合や単年度買付を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約によることとする。」として、国庫債務負担行為の活用について各府省に共通する主要な取組みの一つとした。 2. さらに、「平成17年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」(平成16年7月30日閣議了解)において、「行政効率化推進計画」を着実に推進することとした。 3. 平成16年度予算に盛り込んだ物品の買付に係る国庫債務負担行為については、現在、各府省において予算の執行が行われている段階であるが、上記のように、平成17年度予算において国庫債務負担行為の活用を更なる拡大が図られるよう、より積極的に趣旨の徹底を図ったところ。 4. なお、各府省は定期的に各府省別行政効率化推進計画の取組みの実績を明示することとされている。		z0700021	財務省、総務省	行政機関における長期継続契約としてのリース契約の容認	5056	50560264	11	(社)日本経済団体連合会	264	行政機関における長期継続契約としてのリース契約の容認	国の行政機関においても、地方公共団体と同様に長期継続契約の対象にリース契約を含めるべきである。 また、地方公共団体については、長期継続契約の対象としてOA機器のリース契約のほか、自動車、医療機器などのリース契約を含めるよう検討すべきである。 また、本年5月26日に公布された改正地方自治法によって、リース契約が長期継続契約の対象にされることとなったが、具体的なリース契約の対象については、政令で定められることになっている。政令の策定にあたっては、OA機器に加え、自動車、医療機器など、対象となる物品を幅広く認めるよう求めたい。	国の行政機関がOA機器等の物品や自動車のリース契約をする場合には、予め予算を以って債務負担行為として定めおかなければならない。また、地方公共団体が長期継続契約として締結できるリース契約の対象は、本年11月を目標に公布される政令で定めるところとされている。			

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
租税特別措置法第86条第1項、租税特別措置法施行令第45条の4第1項、外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて(法令解釈)3、4	外国公館等に対する免税制度は、国内における課税資産の譲渡等(消費税の課税対象)であるにもかかわらず、外交上の相互条件に基づき特例として租税特別措置法に規定されている制度である。 したがって、その取引が租税特別措置法に規定する免税取引であることを明らかにするために法令により一定の書類の作成、保存等が義務付けられており、各店舗それぞれが手続内容を理解して、外交上の相互条件の範囲内において外国公館等との免税での取引を円滑に行える必要がある。 また、消費税を免税で取引しようとする事業者は、必然的に消費税の課税事業者でなければならない(そもそも免税事業者はその取引に課される消費税が存在しない)。したがって、免税店舗の指定を受けようとする者については課税事業者であるか否かの確認等の必要があるため、事業者からの申請により各店舗ごとに指定を行っている。	c	-	本年6月の規制改革集中受付月間に対する外務省の回答では「外国公館等に対する情報提供が確保されるのであれば、外務省としては問題ない」として外国公館等への情報提供という面についての回答とそれ以外の部分については財務省の考え方が重要であると、税の執行面等からの意見を踏まえるべきであるとしている。 要望者は外務省の回答の「外国公館等への情報提供という面からは問題ない」とする一面を捉え再検討を要されているが、6月の当行からの回答とあり、免税店舗としての指定に当たっては、その店舗が外国公館等の利便に資するものであるかどうかの判断が必要であることから、店舗別に申請を行うていただく必要がある。 なお、その回答にもあるとおり、現在でも、同一の事業者が複数の店舗の指定を受けようとする場合には一度の申請により一括で免税店舗として指定を行うなど、すでに手続面の簡素化を図っている。		z0700022	財務省、外務省	消費税免税指定店舗申請の簡素化(新規)	5056	50560270	11	(社)日本経済団体連合会	270	消費税免税指定店舗申請の簡素化(新規)	店舗ごとの申請ではなく、会社全体として申請ができるよう手続面の見直しを図るべきである。	本年6月の規制改革集中受付月間において財務省は、同一の事業者が複数の店舗の申請を行う場合には、一枚の申請書に指定を受けようとする店舗を列記等することにより一括で指定を行い、手続面の簡素化に配慮していると回答している。 その一方、外務省の回答では、現在の手続により確保できている各国公館が求める各指定店舗のカテゴリ、名称、住所と連絡先の情報が会社全体として認定を受けた後に当該会社の店舗を別途届出することで確保され、かつ、それが手続の簡素化になるのであれば、申請手続上問題がないという見解が示されている。財務省としても外務省の見解を踏まえ、再度、手続の簡素化に向けた検討を行うべきである。	外国公館等との免税取引を行うにあたり、事業者は店舗ごとに「外国公館等に対する消費税免税指定店舗申請書」を外務省に提出し、認定を受けなければならない。	
関税法基本通達67-2-7(旅具通関扱いする輸出貨物)、同通達67-2-2(旅具通関扱いをする貨物の輸出申告) 道路運送車両法第15条の2及び第16条、関税法第67条(輸出又は輸入の許可)(証明又は確認) 関税法基本通達67-1-20(輸出貨物のコンテナ扱い)	税関においては、国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームを参画し、盗難自動車等の不正輸出防止対策に取り組んでいるところである。 旅具通関制度においては、本邦から出国する旅客又は船客等は航空機の乗組員(以下、「旅客等」という。)が携帯して輸出貨物の自動車については一人3台まで、3台を超える場合は総価額が3万円程度以下のもに限り旅具通関を認めている(これを超過した場合には一般の輸出手続が必要)。 しかし、旅客等が携帯して輸出貨物の自動車については、他の旅具通関とは異なり口頭申告を認めず、「輸出・輸入託送品(携帯品)別送品」申告書2通を提出することにより申告させ、輸出を許可したときには1通を許可書として申告者に交付している。 輸出申告に際し、可能な限り抹消登録証明書原本の提示を求め、必要に応じて車台番号を確認する等、不正輸出に対する審査・検査を強化している。 コンテナを利用して輸送される貨物をコンテナに詰めたま輸出申告許可を受けようとする者は、貨物をコンテナに詰め込む前に税関に申し出を行い、コンテナ扱いを適用できることについて確認を受けなくてはならない。	b d d	- -	旅具通関の対象台数を制限した場合、一般の輸出通関への移行が想定されるが、両者を比較した場合、税関における審査・検査の内容については異なることはなく、当該措置によって盗難自動車等の不正輸出の根絶以上の実効性は図れないと期待している。 しかし、本件については、現下の情勢を踏まえ、見直しの検討を行っているところである。 税関においては、盗難自動車等の不正輸出を防止するため、抹消登録証明書の提出を求めるとともに、車台からの盗難自動車等の有無を確認する等、旅具通関の申請・記録情報等を活用し、必要に応じて輸出される中古自動車等の有無を確認を行うことにより、提示された証明書に記載された車台番号と中古自動車に記録された車台番号の対照確認を行っている。 また、平成14年7月に不正輸出防止のための道路運送車両法改正まであり、平成17年7月から実施される予定である。同法によれば、中古自動車輸出する場合に、輸出抹消登録証明書の原本の提示が義務付けられることになり、税関は輸出申告に係る審査・検査の際に、この証明書の有無を確認することにより、盗難自動車等の不正輸出の取締りを強化していることとしている。 税関は、対外対象、社会情勢等の状況等に応じて多くの業務がある中、盗難車の取締りを可能な限り積極的に進めているものであり、それを踏まえて一定基準以上のチェックを制度化することは困難である。 盗難自動車を含め、不正輸出を防止する観点から、輸出抹消のコンテナ扱いに際しては法定関税等の運用や車台番号の審査・検査により法令の規定に従っていない(若くは適用対象外とする)ものに、輸出申告時に必要な検査を行っている。 また、公認検査機関がコンテナ内の貨物の品名、数量、記号等税関が適当審査し必要と認められる事項の確認及び印字を行い、確認した内容を証明した場合には、税関に申告を受理し、検査の検査を受けることとなる。 なお、輸出貨物が貨物をコンテナに積み込む前に品名である公認検査・検査情報を利用する場合は、費用の問題も含め輸出貨物の判断であり、行政当局から輸出者に対し、コンテナ詰めの際は、必ず公認検査機関による品名、数量等の確認及び検査を受けよう指導することは適切ではない。		z0700023	財務省	盗難自動車対策の強化	5060	50600006	11	(社)日本損害保険協会	6	盗難自動車対策の強化	盗難自動車対策については、政府の国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームが発足し、不正輸出防止対策など様々な対策が取られつつある。こうした対策の実効性をさらに上げるために、法整備、イモビライザの普及促進等に加え、以下のような制度の見直し等を行うことが必要である。 盗難自動車の海外不正流出防止のための旅具通関対象の制限(船員旅具通関制限)の早期実施と実施に向けたスケジュールの明確化 通関における中古車チェックの強化(盗難多発車台を中心とした、抹消登録証明書の車台番号と中古自動車に印刷された車台番号の照合) コンテナ詰め込み時における公認検査機関による確認の徹底(公認検査機関による品名・数量確認、施封の徹底)	2003年(暦年)の自動車盗難件数は64,000件を数え、ここ3年続けて60,000件を超えて高止まりの傾向を示している。また、自動車盗難に関する支払保険金は毎年の増額傾向にあり、経済的な観点からも深刻な社会問題となっている。 旅具通関においては、手荷物扱いとして持ち出される中古自動車の場合などは減少しつつあるものの、盗難自動車等の被害が依然として発生している。特に、車台番号の照合が不十分なままの輸出が横行していることにより、盗難自動車等の不正輸出が横行していることが懸念される。また、車台番号の照合が不十分なままの輸出が横行していることにより、盗難自動車等の不正輸出が横行していることが懸念される。 盗難自動車対策については、政府の国際組織犯罪等対策推進本部の下、関係省庁と民間団体による官民合同プロジェクトチームが発足し、不正輸出防止対策など様々な対策が取られつつある。こうした対策の実効性をさらに上げるために、法整備、イモビライザの普及促進等に加え、以下のような制度の見直し等を行うことが必要である。 盗難自動車の海外不正流出防止のための旅具通関対象の制限(船員旅具通関制限)の早期実施と実施に向けたスケジュールの明確化 通関における中古車チェックの強化(盗難多発車台を中心とした、抹消登録証明書の車台番号と中古自動車に印刷された車台番号の照合) コンテナ詰め込み時における公認検査機関による確認の徹底(公認検査機関による品名・数量確認、施封の徹底)	これらの盗難防止対策を施すことにより、自動車盗難件数が減少すれば社会的損失の低減に大きく寄与することになる。(定量的評価は困難であるが、03年度の自動車盗難保険金は約583億円であり、車両保険の普及率35%で単純に計算すると日本全体でおよそ1,600億円の被害と推定できる。仮に被害が1%削減された場合でも、約16億円の効果となる。)	(要望理由より続き) 登録事項等証明書の交付請求者、自動車検査証再交付申請者等の本人確認のため、交付請求者に対し、運転免許証、保険者保険証、国民健康保険被保険者証、ワスポ、外国人登録証明書、工簿等再付き身分証明書、いずれかの提示が求められているが、各団体は巧妙な偽造証明書等で不正に登録事項等証明書等を取得し、盗難のなりを定めた自動車の検査情報出力に利用している可能性がある。チェック機能を強化する手段として、本人確認業務のコード一併および全窓口への監視カメラ設置等について、具体的に検討いただきたい。 インターネットオークションに、盗難車台番号のない自動車が出回らなくなっている。自主規制的なものではなく強制的に盗難車を流通させないような手段を講じさせるため、オークション事業者の申告義務違反に対する罰則を強化していただきたい。 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(平成16年6月4日閣議決定)において、「当該計画について(中略)成果指標を可能な限り数値化しつつ(以下略)」とされている。
印紙税法第11条、印紙税法施行令第10条、印紙税法施行規則第4条、同別表第五、印紙税法基本通達(法令解釈)第78条	印紙税は特定の文書に負担を求める文書課税であって、その印紙税の納付は原則として、課税文書の作成時に収入印紙(以下、単に「印紙」という。)を貼り付ける方法により行う。この場合には、自己又はその代理人、使用人その他の従業者の印章又は署名で、その課税文書と印紙の影絵とに比べて、判明に印紙を消す必要がある。 これに対して書式表示による納付の特例とは、課税文書を作成しようとする場合に、その様式又は形式が同一であること、その課税文書が毎月継続して作成されることなど一定の条件に当てはまる場合に、課税文書を作成しようとする場所の所在地域の所轄税務署長の承認を受けるとにより、事後的に当該課税文書に係る印紙税を納付することを可能にするものである。 なお、書式表示の承認を受けて課税文書を作成した場合には、その課税文書に一定の表示をすることとされており、また、毎月その月中(特定の日に多量に作成されることとされている課税文書については、その特定の日に作成した課税文書に係る課税標準数量及び納付すべき税額などを記載した印紙税納税申告書を、その翌月末までに納税申告書に添付し納付すべき印紙税額を納付することとされている。 以上のとおり、定期の課税文書を継続的又は多量に作成される者について、相当の印紙を貼り付けることに代えて、一定の要件の下に申告納付を可能とするものである。	f e d	-	1 要望者は「微小な文言修正時には修正申告を不要として欲しい。」としているが、当該要望は税制上の措置に当たり、税制は規制の対象外であることから、検討要請事項の対象とはなり得ない。 2 要望者は「特線の丸みを禁止する条項などを撤廃して欲しい。」としているが、これに当たる規定は存在せず事実認識であると考えられる。なお、承認を受けた者は、課税文書に印紙税法施行規則別表第5に規定されている書式の表示をしなければならない旨規定されているところであり、これに基づき当該書式の表示を行うよう指導しているところである。 3 要望者は「修正申告に対する承認及び適用開始までに要する時間を短縮して欲しい。」としているが、「修正申告」については「修正書式に係る承認申請」と解釈し、新規の承認申請及び様式を変更した際の承認申請のいずれの場合も、承認事務に要する必要最低限の時間で迅速かつ的確な対応に配慮しているところであり、現行制度で対応可能である。 なお、あらかじめ書式の変更が想定される場合などは、事前に相談をいただくなどにより、更に迅速な対応に結びつくことも考えられる。		z0700024	財務省	印紙税書式納付に係る申告要件の緩和等	5060	50600018	11	(社)日本損害保険協会	18	印紙税書式納付に係る申告要件の緩和等	微小な文言修正時には修正申告を不要として欲しい。 特線の丸みを禁止する条項などを撤廃して欲しい。 修正申告に対する承認及び適用開始までに要する時間を短縮して欲しい。	現行規制においては、書式納付の申告・承認要件が極めて厳格に定められているため、実質的な内容変更を伴わない保険証券レイアウトの些少の変更等であっても修正申告を要し、事業者において改訂ロードと時間を要している。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
-	Sea-NACCSにおいては、システムの設計上、1件の輸出申告で申告できる欄数及びコンテナ本数は、それぞれ最大35欄、90本までとなっている。	b	-	1件の輸出申告における欄数及びコンテナ本数について法令上の制限はないものの、Sea-NACCSで処理できる欄数及びコンテナ本数の輸出申告1件当たりの最大値(欄数:35欄、コンテナ本数:90本)については、平成11年10月の現行Sea-NACCSへの更改に向けての検討において、その時点におけるハードウェアの制約の下で最大限実現できる数値として設定したものである。 これについては、次期Sea-NACCSの更改の際に、その検討の時点におけるコンピュータ等の性能の向上を勘案して最大限実現できる数値を設定していきたいと考えている。		z0700025	財務省	SEA - NACCS	5061	50610021	11	社団法人 日本自動車工業会	21	SEA - NACCS	制限を拡大又は廃止し、1件で申告できるように対応して頂きたい。	1輸出管理番号に対する輸出統計品目番号が35欄、又はコンテナ本数が90本を超える申告については、NACCS申告が2申告以上に分割される。	通関件数の増加(コストアップ要因)。分割にかかわるシステム開発などの対応。	
関税法第63条	外国貨物は、税関長の承認を受けて、外国貨物のまま保税地域等の間を運送することができる。	c	-	保税運送では、外国貨物が税関の監督下にある保税地域を離れて運送されることとなるので、保税運送手続は、国民の安全等を確保するため、社会悪物品等の輸入禁止・輸入規制物品の国内への流入、外国貨物の荷抜き・すり替え等がないよう外国貨物の適正な管理を確保するための不可欠な手続であり、保税運送手続を廃止することは適当ではない。 なお、運送の状況その他の事情を勘案して取締上支障がないと認められるときは、最長1年以内に行われる保税運送を一括して承認することが可能である。		z0700026	財務省	経済特区での外国貨物保税運送手続の撤廃	5061	50610024	11	社団法人 日本自動車工業会	24	経済特区での外国貨物保税運送手続の撤廃	経済特区区内では、可能な限り税関手続きは簡素化すべきである。	経済特区区内の輸送であっても、外国貨物の移動は事前に税関の承認が必要。	経済特区は、大きな保税地域と考えれば、外国貨物の移動は、原則として自由であるべきではないでしょうか。(経済特区のメリット創出にもつながる)	
関税法第100条 税関関係手数料 令第2条	保税蔵置場の許可を受けた者は、当該許可に係る一定額の手数料を、税関に納付しなければならない。	f	-	税関が民間事業者に保税蔵置場の許可を与えることは、特定の者に法律上の地位を付与するものであり、税関は、その保税蔵置場に対する監督・指導等を行っていることから、その被許可者に対して行政コストに係る一定の手数料負担を求める必要がある。 従って、保税蔵置場の許可手数料を軽減又は撤廃することは財政措置に該当する。		z0700027	財務省	保税蔵置場の許可手数料軽減又は撤廃について	5061	50610025	11	社団法人 日本自動車工業会	25	保税蔵置場の許可手数料軽減又は撤廃について	被許可者の責任と負担により(税関の指導や監督・監査はあるが)運営されている「保税蔵置場」に係る許可手数料は、見直しまたは撤廃などの措置を考慮していただきたい。	保税蔵置場は税関許可面積により、毎月税関あて「許可手数料」を納めねばならない。	旧来の税関主導による管理から現在は被許可者の責任による管理体制に移行した。従って、業務監査も被許可者自体で行う事が指導されている。故に、従来同様の許可手数料は見直しが必要では。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
国有財産法第28条	地方公共団体等が普通財産を公共性のある一定の用途に供する場合又は財産の管理費用を負担した場合には、譲与ができる。	f	-	全国規模の規制改革・民間開放要望の募集について(H16.9.21内閣府規制改革・民間開放推進室公表)において、「単に税財源措置の優遇を求めません」とされており、本提案は、従来型の財政措置に該当するため、検討要請の対象とはなりません。 なお、提案のあった解体予定の建物については、経年劣化等を勘案した適正な対価による売却が可能であることから、広域連合において当該建物を購入することで新たに庁舎を建設する必要はなくなり、財政負担が軽減されるものと考えます。		z0700028	国土交通省、財務省	不要な国有財産を関係自治体に無償譲渡出来るよう法規制の改革を行うこと	5072	50720001	11	・隠岐広域連合(・島根県)	1	不要な国有財産を関係自治体に無償譲渡出来るよう法規制の改革を行うこと	隠岐空港では、現在実施中の空港整備事業に伴って新航空局庁舎建設が進められており、この供用後は、現在の航空局庁舎が不要となるため、平成17年度に国において取り壊される計画である。当該庁舎を関係自治体である隠岐広域連合が無償で譲り受け、連合の機能集中整備構想に合わせた消防庁舎として有効活用を図りたいと希望している。そのため、現在当庁舎を所管する大阪航空局と協議を重ねているが、国有財産法では、建物の存置による無償譲渡を認めていないため、協議が行き詰まっているため、規制改革をお願いしたい。	日本海に浮かぶ隠岐島は先般合併により誕生した隠岐の島町を中心に4ヶ町村で構成され、少子高齢化が進行し、地域の財政状況も疲弊している。この状況の下、隠岐4ヶ町村と島根県が広域連合を結成し、病院の運営、介護保険、消防などの事務を行っている。この中核施設である消防庁舎をはじめ、各庁舎が突進・老朽化による建て替えが必要となっているが、離島故の立地場所の制限や経済的理由から困難を極めている。そのため、隠岐空港整備事業完成後の現空港跡地に各機能を集中させることにより合理的な連合運営が可能となる。	当該庁舎の取り壊しには相当規模の費用が必要であると聞いており、また、連合が計画している消防庁舎建設には約6億円必要と見込まれている。要望が実現した場合、連合としては機能に合わせた改修程度で済むことになり、国、連合ともに経費節減となり、規制改革の意義が広く説明出来ると思われる。	
とん税法第1条、特別とん税法第1条、特別とん譲与税法第1条	外国貿易船の開港への入港にはとん税及び特別とん税を課す	f	-	税制改正要望であり、規制緩和にはあたらない		z0700029	財務省、総務省、国土交通省	港湾関係諸税ならびに諸料金の適正化	5076	50760001	11	社団法人日本船主協会	1	港湾関係諸税ならびに諸料金の適正化	港湾関係諸税(とん税、特別とん税、船舶固定資産税)並びに諸料金(入港料、公共岸壁使用料等)の徴収の目的ならびに考え方を明確にした上で、諸外国と同等となるよう制度の適正化を図ること。	外航船はわが国港湾への入港毎に港湾関係諸税である「とん税」、「特別とん税」、「固定資産税」(固定資産税は日本籍船のみに負担)を負担している。このうち、とん税は諸外国ではその徴収目的が港湾の維持・改修費用など使途が明確であるが、わが国では、一般財源に繰り入れられ、目的も使途も不明確である。また、わが国において、例えば神戸港・名古屋港・東京港の3港に外航船が入港する場合、それら3港全てでとん税が都度徴収されるが、米國などにおいては、とん税の徴収は最初に寄港した港のみで、次港以降は徴収されていない。さらに、「入港料」などの港湾諸料金も負担しており、港湾入港に伴う経費は著しく割高で、わが国港湾の国際競争力喪失の一因となっているので、徴収の目的ならびに考え方を整理し、諸外国と水準が同等となるよう制度を適正にすべきである。		
-	関税法以外の法令の規定により、輸出入に関して許可、承認が必要な場合には、輸出入申告の際に当該許可、承認を受けている旨を税関に証明しなければならない。 外国貿易船の開港への入出港に際し、関税法の規定により入出港手続にかかる書類を税関に提出しなければならない。	b	-	1. 手続の見直しについては、規制改革・民間開放推進3か年計画において、シングルウィンドウ化の成果と問題点を踏まえ、申請手続や申請書類の徹底した省略、簡素化を図り、速やかにワンストップサービスの一層の推進を図ることとしており、関係者の意見をふまえて、業務・システムの最適化計画を平成17年度末までのできる限り早期に策定するよう、関係府省と検討を進めているところである。 2. 外国船舶の入出港に関する手続や必要書類の簡易化を図ることを内容とする「国際海上交通の簡易化に関する条約(仮称)(FAL条約)」については、関係府省が連携して、次期通常国会へ同条約を提出すべく検討を行っている。検討に際しては、FAL様式の採用を含め、簡易化等の措置を講じた上で締結することを予定している。		z0700030	国土交通省、財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省	港湾・輸出入手続き等の一層の簡素化	5076	50760003	11	社団法人日本船主協会	3	港湾・輸出入手続き等の一層の簡素化	全ての港湾・輸出入関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目、さらに省庁間に共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続を徹底的に削減・簡素化することを要望する。	2003年7月23日より輸出入・港湾諸手続のシングルウィンドウ化が関係省庁により実現されているが、実態は各種申請・手続の見直しや簡素化がなされず、単に既存のシステムが接続されただけのものであるため、利便性の向上には結びついていない。従って、全ての関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目、更に省庁間に共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続を徹底的に削減・簡素化することを要望する。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)		
	<p>会計法29条の12は、電気、ガス、水の供給電気通信役務の提供について、当該契約により供給又は提供される物、役務等の品質が時の経過により変化せず、一定のものであること、あらかじめ債務の額が確定できないなどのために国庫債務負担行為によりがたいものであること、などから長期継続契約とすることができることとしている。本件は、経年により減価する可能性のある機器の複数年度にわたる提供であり、また、あらかじめ債務の額が確定されているものであることから、長期継続契約の対象とはしていない。</p>	d	-	<p>1. 「行政効率化推進計画」(平成16年6月15日行政効率化関係省庁連絡会議とりまとめ)において、「コピー機、パソコン等の物品について、購入する場合や単年度買付を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約によることとする。」として、国庫債務負担行為の活用について各府省に共通する主要な取組みの一つとした。</p> <p>2. さらに「平成17年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」(平成16年7月30日閣議了解)において、「行政効率化推進計画」を着実に推進することとした。</p> <p>3. 平成16年度予算に盛り込んだ物品の買付債に係る国庫債務負担行為については、現在、各府省において予算の執行が行われている段階であるが、上記のように、平成17年度予算において国庫債務負担行為の活用の変革が図られるよう、より積極的に趣旨の徹底を図ったこと。</p> <p>4. なお、各府省は定期的に各府省別行政効率化推進計画の取組みの実績を明示することとされている。</p>		z0700031	財務省	国のリース契約の取扱いについて	5086	50860001	11	社団法人リース事業協会	1	国のリース契約の取扱いについて	<p>国とのリース契約を地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすること。</p>		<p>現在、各府省がOA機器や車両を導入するに際しては、複数年度の使用が明白であっても、手続上の煩雑さゆえに国庫債務負担行為として扱わずに、単年度リース契約を更新している。この単年度リース契約は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、現行制度が実質的にリース会社のリスク負担を強いている。</p>			
		f	-	<p>税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはならない。</p>		z0700032	財務省	短期社債に対する支払い調書提出義務化について	5086	50860024	11	社団法人リース事業協会	24	短期社債に対する支払い調書提出義務化について			<p>平成16年度税制改正要綱にある「平成18年4月からの短期社債等の譲渡及び償還に係る支払調書の提出義務化」を見送ること。</p>	<p>発行体(リース会社等)、金融機関、振替機関のいずれか又は全ては、対応のため事務体制整備、システム投資等の負担が新たに発生する懸念がある。</p>	<p>・短期社債は手形CPを電子化したもので、流動性が高まることを期待されているが、本件が導入されるとディーラーである金融機関の負担が多くなる可能性がある。流動性が低下することが懸念される。・流動性の低下は発行残高の減少や機動的な発行の妨げともなり、CPを主要な調達手段とする会社の影響は大きい。</p>	
<p>関税法第67条、98条 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第3条、同施行令第2条「システム導入官署における輸出通関事務処理体制について」(通達)</p>	<p>貨物を輸出又は輸入しようとする者は、税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。また、当該輸出入申告とその許可は、電子情報処理組織を使用して行われ、又は行うことができる。</p> <p>なお、これらの輸出入申告を税関の執務時間外に行おうとする場合には、税関長の承認を受けるなくてはならない。</p>	c	-	<p>輸出入申告の中には、通関情報処理システム(NACCS)により電子的に処理され、不正な申告のおそれがないと判定されて結果的に区分1となるものもある。ただし、こうした申告であっても、貨物を申告してみなければ審査区分は判定されない。予備申告で区分1となった貨物を本申告する場合であっても貨物情報と申告情報が異なる場合があることから、申告時点では区分1となるには限らないため、執務時間外であっても必ず職員を配置しなければならない。したがって、輸出入申告が税関の執務時間外に行われる場合には、臨時に税関職員を配置することとなるため、事前に臨時開庁の承認手続を行っていた必要がある。</p> <p>また、事後点検は最終的に区分1で許可された申告について、必要に応じその内容を確認しているものであり、これをもって臨時開庁手続を不要とすることはできない。</p>		z0700033	財務省	輸出入申告の審査区分1のものシステムによる許可	5094	50940001	11	ソニー株式会社	1	輸出入申告の審査区分1のものシステムによる許可			<p>NACCSのシステムが稼働する時間であればいつでも入力できることとし、区分1で許可されるものについてはシステムで許可という選定をした時点で許可手続の運用を完了させる。</p>	<p>通関システム(NACCS)において、審査により許可とされたもの(輸出)、または自動的に審査が終了したもの(輸入)という審査区分の種類(区分1)が設けられており、区分1として許可された申告については必要に応じて事後点検を実施するとされている。しかし、実際には審査官が見る時間であればシステムへの入力ができる。システムによって区分1になるものであっても審査官の執務時間であれば許可されていない。</p> <p>区分1のものに関してそもそも審査官により点検を必要としないですむようなものを選定すべくプログラムされているのであるから、区分1で許可されたものについてはシステムで許可という選定をした時点で許可の手続を完了させることが適当である。実際に事後点検で問題になることは稀であるが、いずれにせよ税関は許可後に調査することができる権限を有しており、システムが許可しているも必要な権限は担保されている。これにより、区分1のものについてはNACCSのシステムが稼働できる時間(1年365日、1日24時間のうちメンテナンスの時間を除く)であればいつでも許可することとする。(区分1のものについては臨時開庁を必要としない。)税関の審査官の執務時間に関わるのは区分2と区分3の場合だけとなる。</p>		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	国際会議への出席等に際し、海外でコピー、ファクシミリの使用等が予定される場合は、現地で契約する必要があることから、会計法第13条第3項の規定に基づき、出張者のうち適任者を契約権限の有する分任支出負担行為担当官として任命し、クレジットカードでの決済を前提とした契約を行い、後日、利用内容を確認のうえ、クレジット会社からの請求に基づき、センター支出官として処理しているところ、会計法令の範囲内で適正に処理しているところ。	d	-	国内において、物品購入等のため職員による立替払を必要とするケースはほとんど想定されないことから、既設の会計機関が適切に処理している。 また、出張旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律第3条第1項の規定により職員に支給することとされており、財務省行政効率化推進計画にも記載されているとおり、精算払を原則とした口座振込を推進しているところ。 一方、出張に伴う費用を職員個人のクレジットカードで支払うことに関しては特段の制約はなく、精算払を原則とした口座振込の推進により、クレジットカードの利用拡大にも資しているものと認識している。 更に、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務システム最適化計画により、これらの業務は原則として全て電子化が図られる予定となっているところ。		z0700034	全省庁	クレジットカード決済による支払業務	5095	50950002	11	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	2	クレジットカード決済による支払業務	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード決済で行うことに対する規制緩和をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替払や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	これまで各職員が個別に行っていた精算業務をクレジットカード支払で行うことで会計処理の簡素化と事務の効率化を図ることができる。具体的には職員の精算業務の効率化、仮払・立替等の出納業務の削減、決算の簡素化、振込手数料の削減などが実現できると考えているため、クレジットカードによる支払業務を行いたい。現在の各省庁の会計規則上問題があれば、入るよう緩和していただきたい。制度上問題がなければ、その旨を明示していただきたい。現在、内閣府、財務省、経済産業省、警察庁で部分的に導入されている。したがって実務的に問題がないと考える。	
国税通則法第34条 国税通則法第41条	国税通則法第34条により国税の納付については、金融機関(日本銀行歳入代理店)又は税務署の窓口で現金に納付書を添えて納付しなければならないこととされているほか、同条により電子納税の利用及び国税通則法第34条の2により振替納税が利用可能となっている。 なお、国税通則法第41条(第三者の納付及びその代位)は、国税を納付すべき者(納税者)のために第三者が納付できることを定めており、当該第三者が納税者の国税を納付した場合、その効果はすべて納税者に帰属する。 国税通則法第34条及び第41条に従ってクレジットカード会社が、国税の納付を行うことを妨げるものではない。	納税者のために第三者が納付することについて(クレジットカード会社が金銭に納付書を添えて日本銀行又は国税の収納を行う税務署の職員に納付するの前提)	クレジットカード会社が、金銭に納付書を添えて日本銀行又は国税の収納を行う税務署の職員に納付するの前提は不要	国税通則法第34条により国税の納付については、金融機関(日本銀行歳入代理店)又は税務署の窓口で現金に納付書を添えて納付しなければならないこととされているが、これは、公金の性格上、取扱い上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるため、その国税の収納を行う税務署の職員又は日本銀行法等に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店及び歳入代理店を含む。)にこれを取り扱わせることが適切であり、その責任と公正の確保、収納の確実性について現行制度と比較し、同等のものが確保されない限り、これらの者以外の者に取り扱わせることは適当ではない。 ただし、制度の現状に記したとおり、クレジットカード会社が第三者納付することを妨げるものではない。 なお、インターネットを利用した納付は現在ペイジーを利用した電子納税である。このシステムの利用が可能であれば、クレジットカード会社が第三者納付することを妨げるものではないが、この利用を可能とするためには、金融機関等において、第三者がペイジーを利用するための納付システムを整備する必要がある。	国税に関しては、全国42,000箇所の金融機関での納付が可能であり、また、クレジットカードの利用が見込まれる個人に関しては、振替納税が7～8割の割合で利用されている。加えて本年6月からは全国で電子納税が可能となり、パソコン、携帯電話、ATMで納付ができるよう措置したところである。 第三者納付であっても期限までに国庫に納付されることが必要である。 金銭で期限内に納付した納税者との均衡を図るために手数料等を国が負担することは適当ではない。	z0700035	財務省	国税のクレジットカードによる立替払い納付	5095	50950003	11	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	3	国税の支払(納付)代行業務	クレジットカードの立替払いによる支払(納付)代行を行う上で、現行の法令や制度において不可能であれば、緩和して認めていただきたい。制度上問題がなく、現在可能であるならば、その旨を明示していただきたい。	クレジットカード決済による立替払い	国民の利便性や収納の確実性を考えると、公金支払(納付)においてクレジットカードの立替払いによる支払(納付)代行を行いたい。現行の法令や制度において、これを妨げるものがあれば緩和を要望。もし制度上問題がなければ、その旨を明示していただきたい。国税通則法第41条では、第三者による国税納付が認められており、クレジットカードによる立替払いも一般的に可能と考える。	
国税通則法第34条 国税通則法第41条	国税通則法第34条により国税の納付については、金融機関(日本銀行歳入代理店)又は税務署の窓口で現金に納付書を添えて納付しなければならないこととされているほか、同条により電子納税の利用及び国税通則法第34条の2により振替納税が利用可能となっている。 なお、国税通則法第41条(第三者の納付及びその代位)は、国税を納付すべき者(納税者)のために第三者が納付できることを定めており、当該第三者が納税者の国税を納付した場合、その効果はすべて納税者に帰属する。 国税通則法第34条及び第41条に従ってクレジットカード会社が、国税の納付を行うことを妨げるものではない。	納税者のために第三者が納付することについて(クレジットカード会社が金銭に納付書を添えて日本銀行又は国税の収納を行う税務署の職員に納付するの前提)	クレジットカード会社が、金銭に納付書を添えて日本銀行又は国税の収納を行う税務署の職員に納付するの前提は不要	国税通則法第34条により国税の納付については、金融機関(日本銀行歳入代理店)又は税務署の窓口で現金に納付書を添えて納付しなければならないこととされているが、これは、公金の性格上、取扱い上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるため、その国税の収納を行う税務署の職員又は日本銀行法等に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店及び歳入代理店を含む。)にこれを取り扱わせることが適切であり、その責任と公正の確保、収納の確実性について現行制度と比較し、同等のものが確保されない限り、これらの者以外の者に取り扱わせることは適当ではない。 ただし、制度の現状に記したとおり、クレジットカード会社が第三者納付することを妨げるものではない。 なお、インターネットを利用した納付は現在ペイジーを利用した電子納税である。このシステムの利用が可能であれば、クレジットカード会社が第三者納付することを妨げるものではないが、この利用を可能とするためには、金融機関等において、第三者がペイジーを利用するための納付システムを整備する必要がある。	国税に関しては、全国42,000箇所の金融機関での納付が可能であり、また、クレジットカードの利用が見込まれる個人に関しては、振替納税が7～8割の割合で利用されている。加えて本年6月からは全国で電子納税が可能となり、パソコン、携帯電話、ATMで納付ができるよう措置したところである。 第三者納付であっても期限までに国庫に納付されることが必要である。 金銭で期限内に納付した納税者との均衡を図るために手数料等を国が負担することは適当ではない。	z0700035	財務省	国税のクレジットカードによる立替払い納付	5114	51140001	11	日本クレジットカード協会	1	国庫金(国税)のクレジットカードによる立替払い納付	国税の納付について、国民(納税者)がクレジットカードによる立替払い納付(インターネットによるクレジットカード決済を含む。)を希望する場合は、これを可能とすることとしていただきたい。(もし現在可能であるならば、その旨を明らかにしていただきたい。可能でない場合、これを可能とするように改めていただきたい)。国税通則法においては、第41条で第三者による国税納付が認められており、クレジットカード会社による立替払い納付を一般的に許容することは十分合理的なものだと考えます。【添付資料 参照】また、個別税法においては、例えば自動車重量税法第10条2(電子納税処理組織による申請)又は届出の場合の納付の特例)の財務省令に定める方法として、電子納付が認可されており、現在はインターネットを利用した口座振込のみが実施されていますが、クレジットカードによる納付も認めることとしていただきたい。その他所得税・法人税・関税等などの個別税法においても、同様に個別の方法を定める場面で、クレジットカードによる納付を(認められていない場合には)認めることとしていただきたい。【添付資料 参照】	基本的には、国税全般につきクレジットカードによる立替払い納付の実現を希望するものです。中でもとりわけ強く希望するのは、消費者に密着した自動車重量税等のクレジットカードによる立替払い納付を含めて納付手段のワンストップサービスのビジネスモデルを構築することを目指すものです。平成17年度からマルチペイメントネットワークを活用したインターネットでの口座振込が開始されていますが、今回のビジネスモデルにおいては、この仕組みも活用したいと考えています。	国庫金のクレジットカード決済実現に向けた見解。公金決済市場での調査結果概要。海外での公金クレジットカード決済実施状況	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
税理士法第9条 税理士法施行例第6条の2 税理士法施行規則第4条	税理士法施行規則第4条によ り、税理士試験の受験手数料は 収入印紙により納付すること になっており金銭による納付は認 められていない。	c	-	税理士試験の受験手数料等 についてクレジットカード決済に よる立替払いを認めた場合、 カード利用手数料を国が負担す ることは困難であるため、負担 を受験者に求めることとなりま す。 また、クレジットカード決済を認 めた場合、クレジットカード決済 口座の管理、受験申込願書と手 数料入金の実合等の事務量増 加が生じるほか、受験申込受付 窓口におけるカード読み取り機 の設置にかかる新たな費用負 担が生じますが、税理士法第9 条においては、税理士試験実施 に係る実費を勘案して受験手 数を定める旨規定していること から、これらについてはすべて 受験手数料に反映させなければ ならず、結果として受験者の 負担が増加することとなります。 このため、クレジットカードによ る立替払いについては適当では ないものと考えます。	受験手数料については、受験申 込期間内に国庫に納付される 必要があります。	z0700036	財務省	税理士試験の受験料の支払(納 付)代行業務	5095	50950009	11	株式会社クレディセゾン・株 式会社富士通総研	9	税理士試験の受験料の支払(納 付)代行業務	税理士法施行規則第4条(受験手 数料等)「法第9条第一項の受験手 数料又は同条第二項の認定手数料 は、それぞれ第二項第一項の税理士 試験受験願書又は同条第三項の研究 認定申請書若しくは前条第二項の研 究認定申請書兼税理士試験免除申請 書に収入印紙を貼って納付しなけれ ばならない。」の部分の規制緩和を していただきたい。	クレジットカード決済による立替払 い	現在、税理士試験の受験手数料は印 紙で払うが、受験者の利便性を考慮 しクレジットカードによる立替払い を行いたい。したがって税理士法施 行規則第4条(受験手数料等)「法 第9条第一項の受験手数料又は同 条第二項の認定手数料は、それぞ れ第二項第一項の税理士試験受験願 書又は同条第三項の研究認定申請書 若しくは前条第二項の研究認定申請 書兼税理士試験免除申請書に収入印 紙を貼って納付しなければならない。 」の部分の規制緩和していただ きたい。	
国有財産法第18 条及び第28条の 2	行政財産は、信託することがで きない。 普通財産は、国以外の者を信 託の受益者とする場合を除き、 信託することができる。	d	-	行政財産は、行政目的に供す るために国自ら所有している国 有財産であることから、所有権 の移転が必要となる信託を行う ことはできないが、これを用途廃 止のうえ普通財産とすることに よって信託を行うことは、現行制 度上可能である。 また、普通財産である信託の 受益権は、適正な対価での売却 が可能であることから、当該受 益権を売却することによって、こ れを買い受けた国以外の者を 信託の受益者とする場合は現行 制度上可能である。		z0700037	財務省、総務 省	国・地方公共団体の保有する財産につ いて流動化、証券化を目的とした信託 を可能とすること	5096	50960001	11	社団法人信託協会	1	国・地方公共団体の保有する財産につ いて流動化、証券化を目的とした信託 を可能とすること	・ 国が保有する財産は、行政財産、普 通財産、物品及び債権に分類される。ま た、地方公共団体が保有する財産は、行 政財産、普通財産、物品及び債権並びに 基金に分類される。しかし、ともに、普 通財産である土地(及びその定着物)以 外を信託することは認められていない。 また、普通財産である土地(及びそ の定着物)の信託についても、国・地方 公共団体自らが受益者となる場合に認 められておらず、また、地方公共団体の 場合は公用又は公共用に供するために必 要が生じたときは信託期間中であって も信託契約を解除できるものとされてい る。 ・ そこで、国・地方公共団体が保有す る財産のうち、普通財産である土地(及 びその定着物)以外の財産についても信 託を可能とすること、及び、その場合に (普通財産である土地(及びその定着 物)の信託も含めて)流動化、証券化が 可能となるような法的手当てをあわせて 行うことを要望するもの。		・ 国及び地方公共団体いずれにおい ても、早期の財政健全化の必要性が叫ば れている現在において、保有する財産の 売却を中心に財政の健全化に向けた取組 みが必要である。その財産によっ ては、購入に多額の資金を必要とするた めに、売却先が現れない場合も想定され る。斯かる場合において、その保有する 財産を流動化、証券化のために信託す ることにより、当該信託により生じる受 益権を小口化し、多数の投資家に売却す ることによって資金調達が可能となり、 早期の財政健全化が図られることとな る。 ・ また、地方公共団体において、資金 調達手段の多様化が図られることは、地 方分権の推進という国家施策にも合致す るものである。なお、一部の地方公共団 体においては、保有する金融債権をロー ン・パーティシペーション方式で流動化 した実例が存在する。	
	税制は規制の対象外であり、当 該要望は税制上の措置にあた るため、検討要請事項の対象と はなり得ない。	i	-			z0700038	総務省、財務 省、文部科学 省	株式会社と学校法人の競争条件の同 一化の実現	5113	51130004	11	(株)LEC東京リーガルマイ ンド	4	株式会社と学校法人の競争条件の同 一化の実現	株式会社大学にも学校法人と同様の私学 助成と優遇税制を適用するべく、構造改 革特別区域法第12条を改正すること	株式会社大学と学校法人大学の競争条件 同一化による学校教育の活性化	現在株式会社大学は、「株式会社」であ るがゆえの義務の上に「大学」である がゆえの過大な義務が課せられ、かつ、 「大学」であるがゆえに「株式会社」と しての権利・自由を制限され、かとい って「大学」であるがゆえに自由を殆 ど享受できず、教育理念の実現を大きく 阻害されているのが現状です。最終的 には学校法人大学がその質的向上を目指 すためには、株式会社と同様、自由競争 原理の下に置かれなければならない。し かし、その実現にはかなりの時間がかか ることが予想されます。とするならば、 現段階で、可及的に学校法人大学と株 式会社立大学を同じ土俵で競争させるよ う、暫定的な措置を講じる必要があると 考えます。	添付資料あり(特区法12 条改正提案書、特区法12 条改正案、税制比較表)

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
		f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。		z0700039	財務省	ワイン(果実種)定義における熟成工程での貯蔵・熟成樽詰め、粉末、抽出液使用の許可	5115	51150001	11	日本コウビシ 穀協議会連合会 有限会社シャトーティエス	1	ワイン(果実種)定義における熟成工程での貯蔵・熟成樽詰め、粉末、抽出液使用の許可	海外ではワインの品質向上のため熟成工程での貯蔵・熟成樽詰め、粉末、抽出液が使用されている。日本では酒税法により当該行為が実施されるとボトルの定義に該当することになる。当該作業はワイン製造における熟成工程で樽容器を使用するのと類似であり、その効果もほぼ同等である。当該行為のためにわざわざボトル製造の免許を取得しなければならず、その煩雑さが、かつ、6kl以上の生産要件が困難であるため、当該行為規制の除外を提案する。同法の適用除外によりワイン品質向上など農業振興の一助となる。	海外ではワインの品質向上のため熟成工程での貯蔵・熟成樽詰め、粉末、抽出液が使用されている。日本では酒税法により当該行為が実施されるとボトルの定義に該当することになる。当該作業はワイン製造における熟成工程で樽容器を使用するのと類似であり、その効果もほぼ同等である。当該行為のためにわざわざボトル製造の免許を取得しなければならず、その煩雑さが、かつ、6kl以上の生産要件が困難であるため、当該行為規制の除外を提案する。同法の適用除外によりワイン品質向上など農業振興の一助となる。	日本では酒税法により当該行為が実施されることとなる。同法の適用除外によりワイン品質向上など農業振興の一助となる。	当該許可対象はワイン製造許可者(約300)
		f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。また、財産評価基本通達は、相続税法第22条の「時価」の解釈及び評価額の具体的な算定方法を示しているものであり、納税者に何らかの規制をかけるものではないことから、検討要請事項の対象とはなり得ない。		z0700040	財務省	事業用資産相続時の軽減措置及び評価方法の見直し	5117	51170008	11	東京都	8	中小企業の事業用資産相続時の抜本的な軽減措置の導入	中小企業者が相続するにあたり、引き続き事業を継続していく場合には、我が国の「農地に関する相続税猶予制度」や欧州先進諸国の制度に準じた包括的な軽減制度を設けるなど、抜本的な軽減措置を講ずること。		本年6月の本要望において、「税制は規制の対象外」との回答があったが、税制に関する措置は地域住民の生活や生産活動に大きな制約をもたらすため、本要望の対象とすべきである。相続税の負担が、中小企業の経営、特に事業の円滑な承継に大きな影響を与えているため、事業用資産相続時の負担軽減措置を強化する必要がある。	
		f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。また、財産評価基本通達は、相続税法第22条の「時価」の解釈及び評価額の具体的な算定方法を示しているものであり、納税者に何らかの規制をかけるものではないことから、検討要請事項の対象とはなり得ない。		z0700040	財務省	事業用資産相続時の軽減措置及び評価方法の見直し	5117	51170009	11	東京都	9	中小企業の事業用資産相続時の土地の減額評価の実施	中小企業承継税制で評価減をしている特例を、400㎡を超える部分にも拡充すること。		本年6月の本要望において、「税制は規制の対象外」との回答があったが、税制に関する措置は地域住民の生活や生産活動に大きな制約をもたらすため、本要望の対象とすべきである。相続税の負担が、中小企業の経営、特に事業の円滑な承継に大きな影響を与えているため、事業用資産相続時の負担軽減措置を強化する必要がある。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
		f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。また、財産評価基本通達は、相続税法第22条の「時価」の解釈及び評価額の具体的な算定方法を示しているものであり、納税者に何らかの規制をかけるものではないことから、検討要請事項の対象とはなり得ない。		z0700040	財務省	事業用資産相続時の軽減措置及び評価方法の見直し	5117	51170010	11	東京都	10	中小企業の事業用資産相続時の自社株評価方法の見直し	同族会社の株式評価における類似業種批准価格の減額率を引き上げること。 全ての会社に類似業種批准方式のみによる評価の選択適用を可能とすること。		本年6月の本要望において、「税制は規制の対象外」との回答があったが、税制に関する措置は地域住民の生活や生産活動に大きな制約をもたらすため、本要望の対象とすべきである。相続税の負担が、中小企業の経営、特に事業の円滑な承継に大きな影響を与えているため、事業用資産相続時の負担軽減措置を強化する必要がある。	
		f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。		z0700041	法務省、財務省	企業再編の促進に資する施策の容認	5120	51200002	11	欧州委員会(EU)	2	企業再編の促進に資する施策の容認	2. EUは、日本政府に対して、企業再編の促進およびすべての場合において税に対して中立的な株式交換を通じた外国企業による合併・買収を認めるよう要請する。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 1.1企業の構造改革と関連税制措置による。	
		f	-	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。		z0700042	財務省(A~D)、総務省(E)	連結決算制度の改善	5120	51200004	11	欧州委員会(EU)	4	連結決算制度の改善	4. EUは、日本政府が産業界の関心事項に対応し、企業が連結納税制度を効果的に活用できるよう、以下の措置を取ることがを要請する。 a. 100%出資子会社のみが連結納税の対象となるという要件を50%にまで引き下げること。 b. 連結グループに入る際、会社の連結前の欠損金は連解されないとする制度を廃止すること。 c. 連結グループ加入のためには課税対象資産の再評価を受けなければならないという要件を廃止すること。 d. 連結納税制度を採用するためには100%子会社のすべてを連結の対象としなければならないという要件を廃止すること。 e. 連結には地方税も含めること。法人住民税と法人事業税関連の税制は可能な限り簡素化され、それにより関連地方税申告の準備に要する行政負担が軽減されること。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 1.1企業の構造改革と関連税制措置による。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について(事務運営指針)(平成14年6月28日課審1-14外8課、最終改正平成16年2月17日課審1-2外8課)、同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について(事務運営指針)(平成16年2月17日課審1-3外8課)	回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる課税関係が生ずることがある。また、回答内容は国税局としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではない。	c	-	文書回答は、申告期限前の照会に対して照会に示された事実関係を前提として、その時点での見解を示すものであるから、法的拘束力を持たせるにはなじまない。		z0700043	総務省、財務省	ノーアクションレター制度の見直し(法的拘束力の付与等)	5120	51200006	11	欧州委員会(EU)	6	ノーアクションレター制度の見直し(法的拘束力の付与等)	2. 「ノーアクションレター」(NAL)制度(そして同様に国税庁の「回答文書」制度)に関して、EUは日本政府に以下のことを要請する。 要請の受け入れ体制、適用範囲などに関して、一貫した基準が用いられるよう同制度の実施状況を国が監視すること。 「ノーアクションレター」に、それを発行した機関に対する法的拘束力を持たせるようにすること。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 1.2透明性と予測可能性による。	
事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について(事務運営指針)(平成14年6月28日課審1-14外8課、最終改正平成16年2月17日課審1-2外8課)、同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について(事務運営指針)(平成16年2月17日課審1-3外8課)	改正された文書回答手続は、円滑に実施されており、現に、従来対象とならなかったが、今回の改正で新たに対象とされることとなったものに対しても文書回答を行う例も増えてきている。また、文書回答を行ったものについては、ホームページに公開している。	d	-	文書回答を行った場合には、すべてホームページ等において公表することとしているため、既に一般的に提供済みである。	国税庁の文書回答手続はノーアクションレター制度ではないので、ノーアクションレター制度について回答することはできない。	z0700058	財務省	文書回答手続の見直し(標準的慣行としての一般への提供)	5120	51200007	11	欧州委員会(EU)	7	文書回答手続の見直し(標準的慣行としての一般への提供)	3. 特に、国税庁の文書回答手続について、EUは2004年3月の改正がどのように実施されているか、また標準的な慣行として、説明が匿名の書式で一般的に入手可能となるかどうか、情報提供を求めらる。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 1.2透明性と予測可能性による。	
	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。	i	-			z0700044	財務省	年金制度の見直し	5120	51200008	31	欧州委員会(EU)	8	年金制度の見直し	1. 年金について、EUは、日本政府に対して以下を奨励する。 外国を拠点とする年金制度への保険料を、日本の年金制度に支払われた保険料と同等に、税金控除の対象とすること。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 1.3人的資源による。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	<p>予決令第72条において各省各庁の長は一般競争に参加する者に必要な資格を定めることができることとされており、公共工事以外のすべての国の調達においては全庁統一資格となっている。</p> <p>予算決算及び会計令80条2項は予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないこととされている。</p> <p>また、一定基準を下回る低い価格での入札については、会計法29条の6に基づき、当該入札価格により契約内容の適正な履行が可能か確認するための低入札価格調査が行われる。</p>	d	-	<p>国の競争参加資格については、予算決算及び会計令第72条により、各省各庁の長が定めるものとされているが、公共工事の資格審査については、競争参加資格は関係各省庁において現時点では統一されていないが、公共工事以外のすべての国の調達の資格審査については、平成13年1月以降競争参加資格を全庁で統一し、いずれか一省庁に申請すれば、全庁で有効な資格を得ることができる。</p> <p>EUの予定価格に係る要望は、新技術の採用との関係で述べられたものと承知しているが、予算決算及び会計令においても、予定価格は契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易等を考慮して予定価格を適正に定めなければならないとしているだけであり、予定価格に新技術を反映することは可能である。また、ある供給者が予定価格に比して相当低い価格での入札を行った場合にも、会計法においては自動的に排除されることはない。一定基準を下回る低い価格での入札については、当該入札価格により契約内容の適正な履行が可能か確認するための低入札価格調査が行われるが、調査の結果、適正な履行が可能であると判断されれば、契約が締結されることとなる。</p>	<p>本年11月に日本とEUの政府間の「日EU規制改革対話」の場において、情報交換を行ったところである。</p>	z0700045	国土交通省、総務省、財務省、国土交通省、総務省、財務省、e環境省、外務省	政府調達の透明化の推進	5120	51200010	11	欧州委員会(EU)	10	政府調達の透明化の推進	<p>国土交通省の認定制度に加えて、EUは競争の評価の一環としてまた資格審査段階において、発注機関が外国における経験を直接認定できるようにすることを提案する。国内・国外の経験を一切区別せず、平等に考慮すべきである。</p> <p>経営事項審査制度において、主要な財務および技術に関する能力について、下限指標の導入をEUは提案する。EUは、企業が入札に先んじて経営事項審査を受ける義務を撤廃し、発注機関自体が各々の調達手続において、企業能力の評価を行うことを提案する。</p> <p>EUは、登録義務を撤廃するか、MLITにおける統一登録に代替し、それを日本全国の発注機関において有効とすることを提案する。</p> <p>EUは、現行の予定価格制度を廃止するか、EUで適用しているものと同等の制度、すなわち各契約のために指定された予算の提示、に切り替えることを提案する。いずれにせよ、異常に低い価格の応札を自動的に拒絶すべきではない。その代わりに、入札者にそのような低価格で応札した理由と正当性を説明する機会を与えるべきである。</p>	<p>(具体的要望内容より続き)</p> <p>e. EUは、技術仕様的设计あるいは記述的特性に合致してはいないが、その要件に明らかに適合しており、発注の目的とニーズを満たしているような「同等性のある」手法に基づく応札については、発注機関がそれを考慮できるようにすべきと提案する。EUは、日本に対して、革新的な技術仕様への代替案として、革新的な技術手法を考慮することを奨励する。この観点において、EUは日本が環境物品の調達に係る技術的要件を見直し、「同等性のある」生産手法を受け入れることを要請する。</p> <p>f. EUは、日本では事業所を設立してはいるが、公共調達への参加を希望しているような企業のために、政府調達セミナーの際に全庁から配布および説明が行われるその年度に予定されている調達の全リストを、外務省・総務省のホームページに掲載することを提案する。また、このセミナーの対象範囲を拡大し、当該年度内に実施されるすべてのインフラ事業を対象とするよう提案する。</p>	<p>「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 2.1政府調達による。</p>	
酒類の小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法第3条	<p>税務署長は、地域において酒類の需要に対してその供給能力が著しく過剰である場合等の要件に該当する地域を、緊急調整地域として指定することができる。緊急調整地域においては、酒類小売業免許の付与等を行ってはならないこととされている。</p> <p>なお、緊急調整地域の指定の有効期間は、一年とされている。</p>	b		<p>緊急調整地域の指定の根拠法である「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」は、議員立法にて提案され、全会一致にて国会で可決されたものであり、同法が延長されるか否かについては、政府は、責任ある回答をできる立場にない。</p>		z0700046	財務省	「酒類の小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」における「緊急調整地域」の廃止	5120	51200048	11	欧州委員会(EU)	48	「酒類の小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」における「緊急調整地域」の廃止	<p>a. 「緊急調整地域」を廃止し、2005年8月の失効日後は更新しないこと。</p>	<p>「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3.2.2流通/酒類販売免許による。</p>		
酒税法第10条第11号、第11条 酒税法及び酒類行政関係等解釈通達第10条第11号関係、第11条1項関係	<p>地域中小酒類小売業者の経営に与える急激な影響の緩和のための措置として、免許後3年間に販売する酒類を国産の清酒(500mlの容器入りのリサイクル瓶詰品を除く)及び国産ビール以外の酒類に限定しているほか、販売方法は店頭小売販売に限ることとしている。</p>	b		<p>大型店舗酒類小売業免許に係る免許取得後3年間の販売制限等の特例的措置については、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(平成15年法律第34号)の施行の状況等を踏まえ、平成17年度末までに結論を得ることとしている。</p>		z0700047	財務省	大規模店舗酒類販売免許取得後の新たな酒類販売免許申請に係る規制の見直し	5120	51200049	11	欧州委員会(EU)	49	大規模店舗酒類販売免許取得後の新たな酒類販売免許申請に係る規制の見直し	<p>b. 大規模店舗免許の失効を待たずして、企業による新しい免許制度に基づく酒類販売免許の申請を可能とすること。</p>	<p>「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3.2.2流通/酒類販売免許による。</p>		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
酒税法第10条第11号 酒税法及び酒類行政関係等解釈通達第10条第11号関係	酒税の保全上、一定の地域における販売場数と酒類の消費量のそれぞれの地域的需給の均衡を維持する必要がある場合には、酒類の販売免許を与えることが適当でないこと認められる場合には免許を与えないこととしている。	b		酒類卸売業免許を含む酒類販売業免許の制度のあり方については、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(平成15年法律第34号)の施行の状況等を踏まえ、見直しするかどうかについて検討する。		z0700048	財務省	酒類卸売販売免許に係る規制の見直し	5120	51200050	11	欧州委員会(EU)	50	酒類卸売販売免許に係る規制の見直し	c. 酒類小売免許の自由化を卸売りまで拡充すること。		「日本の規制改革に関するEU優先提案」(2004年10月28日 駐日欧州委員会代表部) 3.2.2流通/酒類販売免許による。	
関税暫定措置法第7条の5		f		税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要望事項の対象とはなり得ない。		z0700049	財務省、農林水産省	関税暫定措置法における自動的セーフガード条項発動の削除	5121	51210002	11	オーストラリア	2	関税暫定措置法における自動的セーフガード条項発動の削除	日本の国会は、毎年、様々な物品の関税を譲許税率から実行税率に引き下げるための法律(関税暫定措置法)を可決している。これに関連するものが、輸入が一定のセーフガード水準を越えると、関税が譲許税率に自動的に戻るといった条件である。 2002年にABARE(オーストラリア農業資源経済)が実施した調査によると、牛肉セーフガードの発動は日本経済に140億円あるいは1億5000万ドルの損失を、消費者に対しては310億円あるいは2億5700万ドルの損失をもたらすという試算がされた。日本の業界は損失覚悟でマージンを大幅に減らしたため、この数字は日本ビジネスに及ぼる影響を過小にしている。 2003年にはカナダと米国でBSEが発見され、それにより日本が両国からの牛肉輸入を停止したため、2004年を通じて牛肉の対日輸入量が再び大幅に落ち込んだ。 米国産並びにカナダ産牛肉の輸入が停止されたため、2005年度のセーフガードのトリガー・レベルは前年よりも高くなる(第一四半期のトリガー・レベルは冷蔵牛肉で61,467トン、冷凍牛肉で64,859トン)。もし、米国並びにカナダ産牛肉の輸入が2005年5月以前に再開すると、2005年度に半額、冷凍牛肉のセーフガードが発動されるかも知れない。もし、米国並びにカナダ産牛肉の輸入が2005年5月に開始されると、2005年度の第一四半期の数字が比較され、当該年度の前半と前年度同期の数字が比較される。 牛肉セーフガードの条項は、WTOウルグアイ・ラウンド交渉の結果に(付属書として)含まれた。この条項はすべての供給国からの輸入牛肉に適用され、1995年度(1995年4月1日)より施行された。これは、牛肉の実行税率を50パーセントから38.5パーセントに引き下げるという合意の一部として受け入れられ、日本の国内牛肉産業界を輸入の急増から守るための措置として立案されたものである。	日本の家畜中にBSEが発見されたため、2002年に日本での牛肉消費が落ち込み、牛肉の輸入量が急激に減少した。2002年末から2003年初めにかけて、このような落ち込みから市場が回復し、牛肉の輸入も日本の消費量による需要の回復(特に冷蔵牛肉需要の回復)により、その結果輸入が117パーセントのトリガー・レベルを超えた。これにより、2003年8月1日に冷蔵牛肉に対してセーフガードが発動され、2004年3月31日までセーフガードが継続された。 2002年にABARE(オーストラリア農業資源経済)が実施した調査によると、牛肉セーフガードの発動は日本経済に140億円あるいは1億5000万ドルの損失を、消費者に対しては310億円あるいは2億5700万ドルの損失をもたらすという試算がされた。日本の業界は損失覚悟でマージンを大幅に減らしたため、この数字は日本ビジネスに及ぼる影響を過小にしている。 2003年にはカナダと米国でBSEが発見され、それにより日本が両国からの牛肉輸入を停止したため、2004年を通じて牛肉の対日輸入量が再び大幅に落ち込んだ。 米国産並びにカナダ産牛肉の輸入が停止されたため、2005年度のセーフガードのトリガー・レベルは前年よりも高くなる(第一四半期のトリガー・レベルは冷蔵牛肉で61,467トン、冷凍牛肉で64,859トン)。もし、米国並びにカナダ産牛肉の輸入が2005年5月以前に再開すると、2005年度に半額、冷凍牛肉のセーフガードが発動されるかも知れない。もし、米国並びにカナダ産牛肉の輸入が2005年5月に開始されると、2005年度の第一四半期の数字が比較され、当該年度の前半と前年度同期の数字が比較される。 牛肉セーフガードの条項は、WTOウルグアイ・ラウンド交渉の結果に(付属書として)含まれた。この条項はすべての供給国からの輸入牛肉に適用され、1995年度(1995年4月1日)より施行された。これは、牛肉の実行税率を50パーセントから38.5パーセントに引き下げるという合意の一部として受け入れられ、日本の国内牛肉産業界を輸入の急増から守るための措置として立案されたものである。		
「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成14年3月情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承、14年4月、15年3月、16年3月改定)に列挙されている措置を各府省は可能な案件から逐次実施することとしている。		d		「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」は、既にホームページ等を通じて公表しており、いつでも意見を提出できるようにしている。また、「規制改革推進3か年計画」の改定等の際には、日本経団連等の民間部門から、情報システムに係る政府調達の改善の取組について、定期的に進捗状況を把握すべきなどの要望を受け、フォローアップを実施している。さらに、情報システムの調達を含む政府調達に関する自主的措置の実施状況については、「アクション・プログラム実行推進委員会」の下の「政府調達の自主的措置に係る自主的レビュー会合」において定期的に内外の供給者から要望を聴取している。		z0700050	総務省、財務省、経済産業省	情報システムの調達改革促進	5122	51220033	11	米国	33	情報システムの調達改革促進	2004年3月30日に各府省が採択した了解書に列挙されている措置の実行と効果をモニターし評価する。特に、米国は以下のことを日本に提言する。 了解書に沿って実施されている情報システム調達手続の改善方法に関して、2004年度内にパブリックコメントを通じて民間の意見を聴取る。知的財産権の所有権や損失に対する責任の明確化といった検討中の事項もこのパブリックコメントの対象とする。	日本政府は、2001年より、電子政府の構築に向け、情報システム調達手続を改革するための具体的な措置を講じてきた。それは、反競争的行為を防止し、高品質な電子政府システムを安価な価格で調達し、業者間の技術革新や競争を促進し、中央政府の調達における透明性を高め、技術的中立性を確保するといった目標の達成には、これらの措置が不可欠であるとの認識の下に行われた。2003年に各府省情報化総括責任者(CEO)連絡会議が決定した電子政府構築計画および重点計画2004においても繰り返し強調されているこれらの目標を米国は支持する。これらの改革が意図する成果を生むことを確実にするため、米国は日本政府に下記の提言をする。		

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
	「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成14年3月情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承、14年4月、15年3月、16年3月改定)に列挙されている措置を各府省は可能な案件から逐次実施することとしている。	d	-	情報システムの政府調達については、極端な安値落札の防止等の観点から、自主的な取組として、入札の評価における将来の運用コストの反映、著しい安値入札があった場合の調査の徹底等の対策を講じていくとしている。こうした取組を通じて、透明で公平な情報システムの調達に努めている。本取組は、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」に基づき、2002年3月以降、可能な案件から逐次実施されているものであり、今後、各府省における取組が一層推進されることが期待されるが、情報システムに係る政府調達府省連絡会議事務局(総務省、経済産業省、財務省)において本取組のフォローアップ調査を毎年度実施しており、今後とも継続的に実施していきたいと考えている。		z0700051	総務省、財務省、経済産業省	情報システムの調達改革促進	5122	51220033	21	米国	33	情報システムの調達改革促進	2004年3月30日に各府省が採択した了解書に列挙されている措置の実行と効果をモニターし評価する。特に、米国は以下のことを日本に提言する。 極端に低い価格の入札やその他の反競争的行為を防止するための措置の効果を客観的に評価する方法を準備する。		日本国政府は、2001年より、電子政府の構築に向け、情報システム調達手続を改革するための具体的な措置を講じてきた。それは、反競争的行為を防止し、高品質な電子政府システムを適当な価格で調達し、業者間の技術革新や競争を促進し、中央政府の調達における透明性を高め、技術的中立性を確保するといった目標の達成には、これらの措置が不可欠であるとの認識の下に行われた。2003年に各府省情報化総括責任者(CIO)連絡会議が決定した電子政府構築計画および重点計画 2004においても繰り返し強調されているこれらの目標を米国は支持する。これらの改革が意図する成果を生むことを確実にするため、米国は日本政府に下記の提言をする。	
	情報システムに係る政府調達事例データベースは、平成16年4月から運用している。	d	-	「情報システムに係る政府調達事例データベース」は、本年4月から運用を開始しており、各府省における調達案件のデータを同データベースに順次蓄積しつつ、蓄積された調達案件に係る落札者情報等をインターネット上で公表している。 1)一般入札と随意契約の比率 公共事業を除く(物品・サービスにおける、物品・サービス別、契約形態別調達割合については、次のとおりである。この情報については、総務省のホームページ等を通じて公表している。 (別紙の「物品・サービス別、契約形態別調達割合について」を参照) 2)ライフサイクルコストや総合評価落札方式(OGVM)といった新しい評価方法の採用について 「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」の「フォローアップ調査結果(平成14年度における実施状況)」によると、単年度契約におけるライフサイクルコストベースでの価格評価を実施した実績はなかったが、評価の実施手法の具体例について、昨年度末に府省間で情報共有した状況であり、今後、当該評価の実施が期待される。また、加算方式によるOGVMについては、9府省40案件で実施されている。 3)複数年契約といった新しい契約方法の採用について 「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」の「フォローアップ調査結果(平成14年度における実施状況)」によると、国庫債務負担行為を活用した複数年契約は、1府省41案件で実施されている。		z0700052	総務省、財務省、経済産業省	情報システムの調達改革促進	5122	51220033	31	米国	33	情報システムの調達改革促進	2004年3月30日に各府省が採択した了解書に列挙されている措置の実行と効果をモニターし評価する。特に、米国は以下のことを日本に提言する。 2004年4月に構築された情報システムに係る政府調達事例データベースの拡充に向け、各府省は情報システムの調達に係る落札の具体的な事例情報を提供する。米国政府は、日本政府がこれらの情報を分析し、情報システム調達の全体的傾向を示す統計を公表することを推奨する。それには、以下の事項を含む。1)一般入札と随意契約の比率。2)ライフサイクル・コストやOGVMといった新しい評価方法の採用。3)複数年契約といった新しい契約方法の採用。		日本国政府は、2001年より、電子政府の構築に向け、情報システム調達手続を改革するための具体的な措置を講じてきた。それは、反競争的行為を防止し、高品質な電子政府システムを適当な価格で調達し、業者間の技術革新や競争を促進し、中央政府の調達における透明性を高め、技術的中立性を確保するといった目標の達成には、これらの措置が不可欠であるとの認識の下に行われた。2003年に各府省情報化総括責任者(CIO)連絡会議が決定した電子政府構築計画および重点計画 2004においても繰り返し強調されているこれらの目標を米国は支持する。これらの改革が意図する成果を生むことを確実にするため、米国は日本政府に下記の提言をする。	
WTO関税評価協定 関税率法	関税率法第4条第1項において、輸入貨物の課税価格は、現実支払価格に加算要素(運賃・保険料等)の額を加えた価格(CIF方式)とすることとしている。また、同法第14条第1項第18号において、課税価格は合計額が1万円以下の物品は関税を免除することとしている。	f	-	課税標準を減らすことで減税を要望するものであり、規制緩和にあたらぬ。		z0700053	財務省	小額商品の課税計算に関してCIF価格(運賃保険料込み価格)からFOB価格(本船積み込み渡し価格)への移行	5122	51220170	11	米国	170	小額商品の課税計算に関してCIF価格(運賃保険料込み価格)からFOB価格(本船積み込み渡し価格)への移行	日本が国際配送商品の課税計算にCIF価格を使用していることにより、配送商品に保険料と運賃が足されている。これにより、免税輸入限度額である1万円を超える配送商品の数が増加する。FOB価格方式は小額商品の課税額を決定する最も公正な評価方法であり、その採用は税関および関税局職員の作業を軽減し、日本への輸入コストを低減する。米国政府は日本国政府に対し、通関の際に小額商品の課税計算にFOB価格方式を採用するよう要望する。		日本が国際配送商品の課税計算にCIF価格を使用していることにより、配送商品に保険料と運賃が足されていない。これにより、免税輸入限度額である1万円を超える配送商品の数が増加する。FOB価格方式は小額商品の課税額を決定する最も公正な評価方法であり、その採用は税関および関税局職員の作業を軽減し、日本への輸入コストを低減する。米国政府は日本国政府に対し、通関の際に小額商品の課税計算にFOB価格方式を採用するよう要望する。	

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
関税法第14条第16号	課税価格の合計額が1万円以下の物品(国内産業への影響等を勘案して政令で定めるものを除く。)については、関税を免除する。	f	-	税制改正要望であり、規制緩和にはあたらない		z0700054	財務省	免税輸入限度額	5122	51220171	11	米国	171	免税輸入限度額	米国政府は日本国政府に対し、開税率率法による免税輸入限度額を1万円から3万円へ引き上げることとを要望する。この変更により、税関およびエクスプレス会社双方の作業が軽減され、通関手続きが合理化される。		米国政府は日本国政府に対し、開税率率法による免税輸入限度額を1万円から3万円へ引き上げることとを要望する。この変更により、税関およびエクスプレス会社双方の作業が軽減され、通関手続きが合理化される。	
関税法第98条100条 税関手数料令第6条 構造改革特別区域法第25条 構造改革特別区域法施行令第6条	税関の執務時間外に輸出入申告等の税関の臨時の執務を求めるときは、税関長の承認を受け、所定の臨時開庁手数料を納付しなければならない。また、平成16年4月から構造改革特別区域において、臨時開庁手数料の額を2分の1に軽減しているところである。	c	-	臨時開庁は、税関の執務時間外に輸出入通関手続等を行いたいとする申請者の求めに応じ、特に職員を配置して当該手続を行うものであることから、これに伴い発生する行政コストは、受益者である申請者自身が負担すべきとの観点から、臨時開庁手数料を徴収している。他方、米国においては、受益者負担の原則を我が国以上に重視し、執務時間内外を問わず、手数料を徴収していると承知している。受益者負担の原則の重要性の認識は、両国に共通するものと考えられる。また、臨時開庁手数料については、平成16年度の手数料改定において、受益者負担の原則の下で国際物流の変化も踏まえつつ業務の効率化を図り、従来の7,800円から4,100円に引き下げており、特に構造改革特別区域においては2,050円まで引き下げられている。		z0700055	財務省	国際物流特区における時間外手数料のさらなる低減	5122	51220172	11	米国	172	国際物流特区における時間外手数料のさらなる低減	2003年4月から開始された国際物流特区における通関にかかる手数料の削減により、日本の国際港の競争力は強化された。また引き続き、2004年4月より全国的に手数料を50%削減するという日本国政府の決定を米国政府は高く評価する。米国は日本に対し、成長へ向け、通関手数料をゼロにするようアクションを取り続けることを要望する。		2003年4月から開始された国際物流特区における通関にかかる手数料の削減により、日本の国際港の競争力は強化された。また引き続き、2004年4月より全国的に手数料を50%削減するという日本国政府の決定を米国政府は高く評価する。米国は日本に対し、成長へ向け、通関手数料をゼロにするようアクションを取り続けることを要望する。	
-	通関情報処理システム(NACCS)の利用料金の設定については、「独立行政法人通関情報処理センター中期目標」(平成15年9月財務大臣指示)において、「センターの財務状況を勘案しつつ、利用者等の意見を聴取した上で、適切な料金設定を行うものとする。」旨を、財務大臣から独立行政法人通関情報処理センターに対して指示している。これを受けて、同センターは、「独立行政法人通関情報処理センター中期計画」(平成15年9月財務大臣認可)において、「システムの利用料金の設定について利用者及び有識者の意見を聴取するとともに、ホームページを通じて広く意見を募集した上で、適切な利用料金の設定を行います。」旨を定めている。	d	-	「独立行政法人通関情報処理センター中期目標」(平成15年10月財務大臣指示)において、「センターの財務状況を勘案しつつ、利用者等の意見を聴取した上で、適切な料金設定を行うものとする。」旨を、財務大臣から独立行政法人通関情報処理センターに対して指示している。これを受けて、同センターは、「独立行政法人通関情報処理センター中期計画」(平成15年10月財務大臣認可)において、「システムの利用料金の設定について利用者及び有識者の意見を聴取するとともに、ホームページを通じて広く意見を募集した上で、適切な利用料金の設定を行います。」旨を定めている。		z0700056	財務省	通関情報処理システム(NACCS)	5122	51220173	11	米国	173	通関情報処理システム(NACCS)	米国政府は通関情報処理センターが利用者にとってより良い料金体系を設定した過去1年の努力を歓迎するとともに、NACCS料金体系の将来のいかなる更改に際しても、通関情報処理センターが利用者のコメントを考慮に入れることを確実にすることを求める。		米国政府は通関情報処理センターが利用者にとってより良い料金体系を設定した過去1年の努力を歓迎するとともに、NACCS料金体系の将来のいかなる更改に際しても、通関情報処理センターが利用者のコメントを考慮に入れることを確実にすることを求める。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
会計法第7条第1項	公金の取り扱いについては、その性格から、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるものである。国のサービスへの支払のうち、使用料・手数料などの歳入金の収納については、国の職員である出納官吏及び出納員、会計法(昭和22年法律第35号)及び日本銀行法(平成9年法律第89号)に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店、歳入代理店を含む。)にこれを行わせることにより、その責任と公正の確保を図っているところである。	C	-	公金の性格上、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるため、国の職員である出納官吏及び出納員、会計法及び日本銀行法に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店及び歳入代理店を含む。)にこれを行わせることが適切であり、その責任と公正の確保、収納の確実性について現行制度と比較し、同等のものが確保されない限り、これらの者以外の者に取り扱わせることは、適切ではない。		z0700057	財務省、総務省	クレジット/デビットカードおよびATMサービスと受け入れの促進	5122	51220174	11	米国	174	クレジット/デビットカードおよびATMサービスと受け入れの促進	ビジネスによるクレジット/デビットカードの利用と、政府サービスへの支払いに対するカード利用を促進。		世界的に見て、クレジットカード、デビットカードおよびATMカードの利用は急速に増加している。米国、欧州、カナダにおいて全店舗の90%はクレジットカードあるいはデビットカードを取り扱い、全購入の3分の1以上がこれらのカードでなされる。日本では昔からの店舗やATMでのカードの受け入れが低い率であることは、日本に居住する人々にとって不都合であり、また海外から日本を訪問する人たちの共通の不満である。米国は約100の日本の公立病院がクレジットカードおよびデビットカードの支払いを受け付けている、あるいはその準備中であると聞いている。E-Japan戦略11イニシアティブおよび小泉首相の海外から日本への旅行者を2010年までに倍増するという精神に鑑み、米国政府は日本国政府に対して以下を要望する。	